

令和3年度経済産業省デジタル
プラットフォーム構築事業
(紙申請のデジタル化ツール構築にかかる
フィージビリティスタディ)

調査報告書



Build Beyond As One.

はじめに

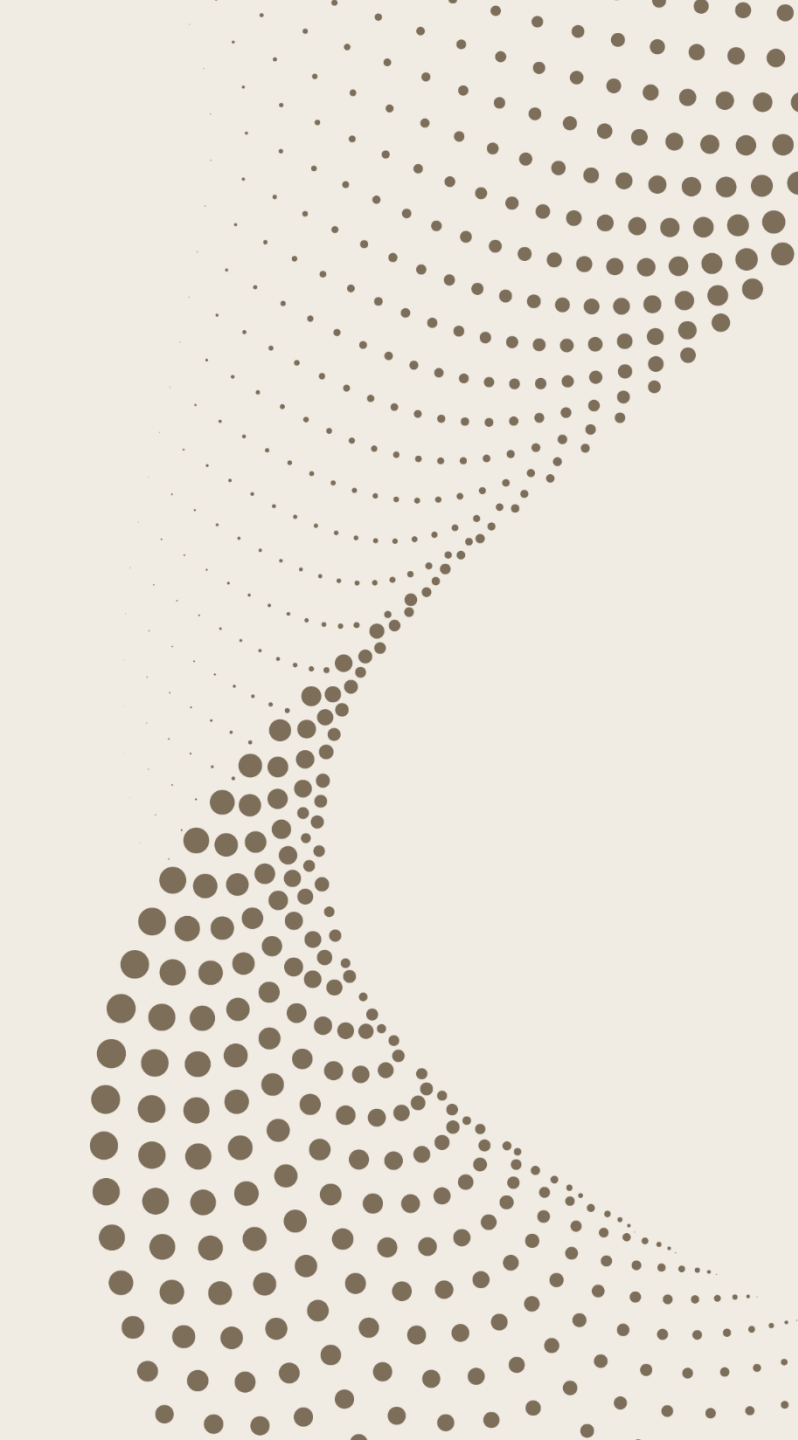
- (1) 本事業の背景及び目的
- (2) 本事業の概要

1.業務のBPR検討及びその実現性の評価

- (1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理
- (2) 実務者へのヒアリング結果に基づく現状と課題の整理
- (3) 課題の解決方針及びBPRの検討
- (4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理

2.デジタル化コストの検証及び要件定義

- (1) デジタル化コストの検証
- (2) 要件定義の実施



はじめに

- (1) 本事業の背景及び目的
- (2) 本事業の概要

(1) 本事業の背景及び目的

経済産業省では、貿易管理関係法令に係る制度の一つとして関税割当制度を所管している。

関税割当制度に係る各種手続は、書面による申請・届出や対面による本人確認を原則としている一方、IT新戦略(※)やデジタル・ガバメント実行計画をはじめとした政府方針では、これらのデジタルによる手続の完結を阻む要件を見直し、早急にデジタル化・オンライン完結を実現することが求められている。

こうした背景を踏まえ経済産業省では、関税割当業務のデジタル化・オンライン完結を実現することで、政府全体のデジタル化や、申請者の利便性向上、審査業務の効率化を推進することを目的として、本事業を通じて現行業務の見直し（BPR）やシステム化のあり方などを多角的に調査・検討することとした。

※「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（2020年2月17日閣議決定）」を指す。

本事業の 目的

関税割当業務のデジタル化・オンライン完結を実現することで、政府全体のデジタル化や、**申請者の利便性向上、審査業務の効率化を推進**する

(2) 本事業の概要

本事業では、関税割当業務の実務者に対するヒアリング等を通じて現行業務における課題を抽出・整理し、その解決方針やBPRの検討を実施した。

併せて、関税割当業務のデジタル化に向けた要素を整理し具体的な実現方法を検討するとともに、事業者への情報提供依頼（RFI）を通じてその実現可能性について検証した後、実現内容を要件定義書として取りまとめた。

本事業の実施内容

1.業務のBPR検討及びその実現性の評価

現行業務における実情を把握した上で課題を設定し、その解決法を検討・提案する。

- (1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理
- (2) 実務者へのヒアリング結果に基づく現状と課題の整理
- (3) 課題の解決方針及びBPRの検討
- (4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理

2.デジタル化コストの検証及び要件定義

検討した解決法の各要素について、コストや実現性の観点から整理・検証するとともに、デジタル化に必要な要件を定義する。

- (1) RFI結果等に基づくデジタル化コストの検証
- (2) 要件定義の実施

1.業務のBPR検討及びその実現性の評価

- (1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理
- (2) 実務者へのヒアリング結果に基づく現状と課題の整理
- (3) 課題の解決方針及びBPRの検討
- (4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理

1.業務のBPR検討及びその実現性の評価

- (1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理
- (2) 実務者へのヒアリング結果に基づく現状と課題の整理
- (3) 課題の解決方針及びBPRの検討
- (4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理

(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理

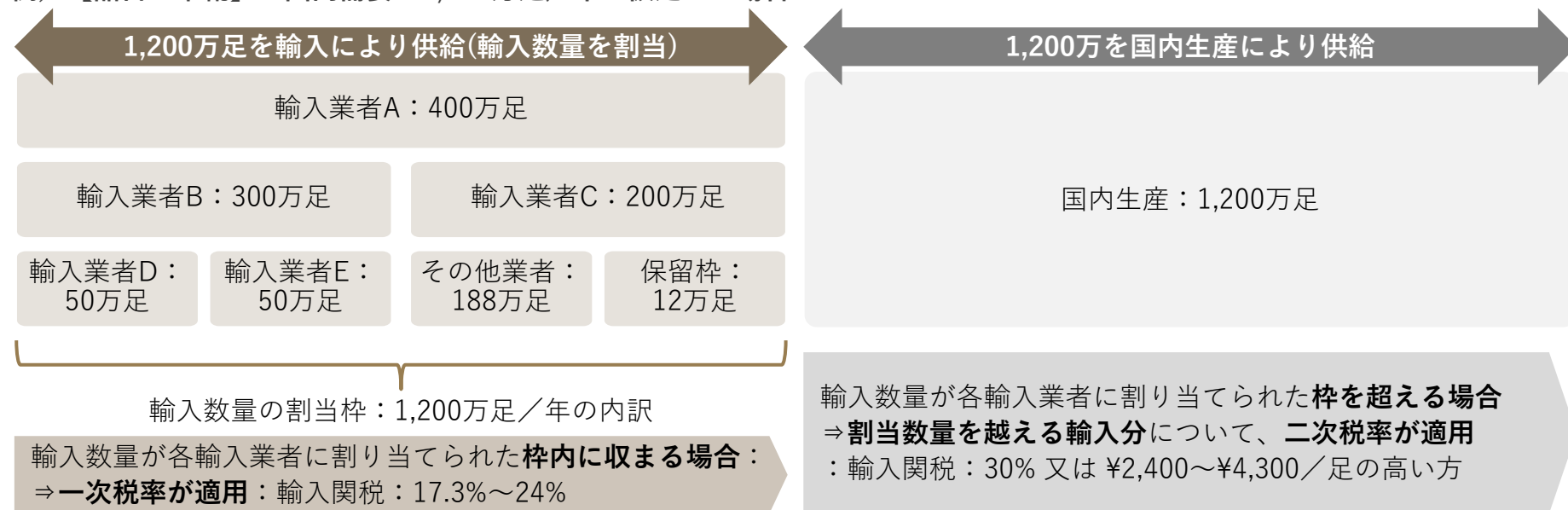
関税割当制度とは

関税割当制度とは、**国内物価の安定**と**国内産業の保護**を趣旨として、あらかじめ設定された一定の輸入数量の枠内に限り、無税もしくは低い税率で輸入できる制度である。

特徴として、**割り当てられた枠を超えて輸入する場合には、比較的高い税率が適用される**ことが挙げられる。

関税割当制度のイメージ

例) 【品目：革靴】の国内需要：2,400万足／年と仮定した場合



【制度趣旨①】

低率な関税で輸入を促進し国内需要を満たすことで、**国内物価を安定**させる

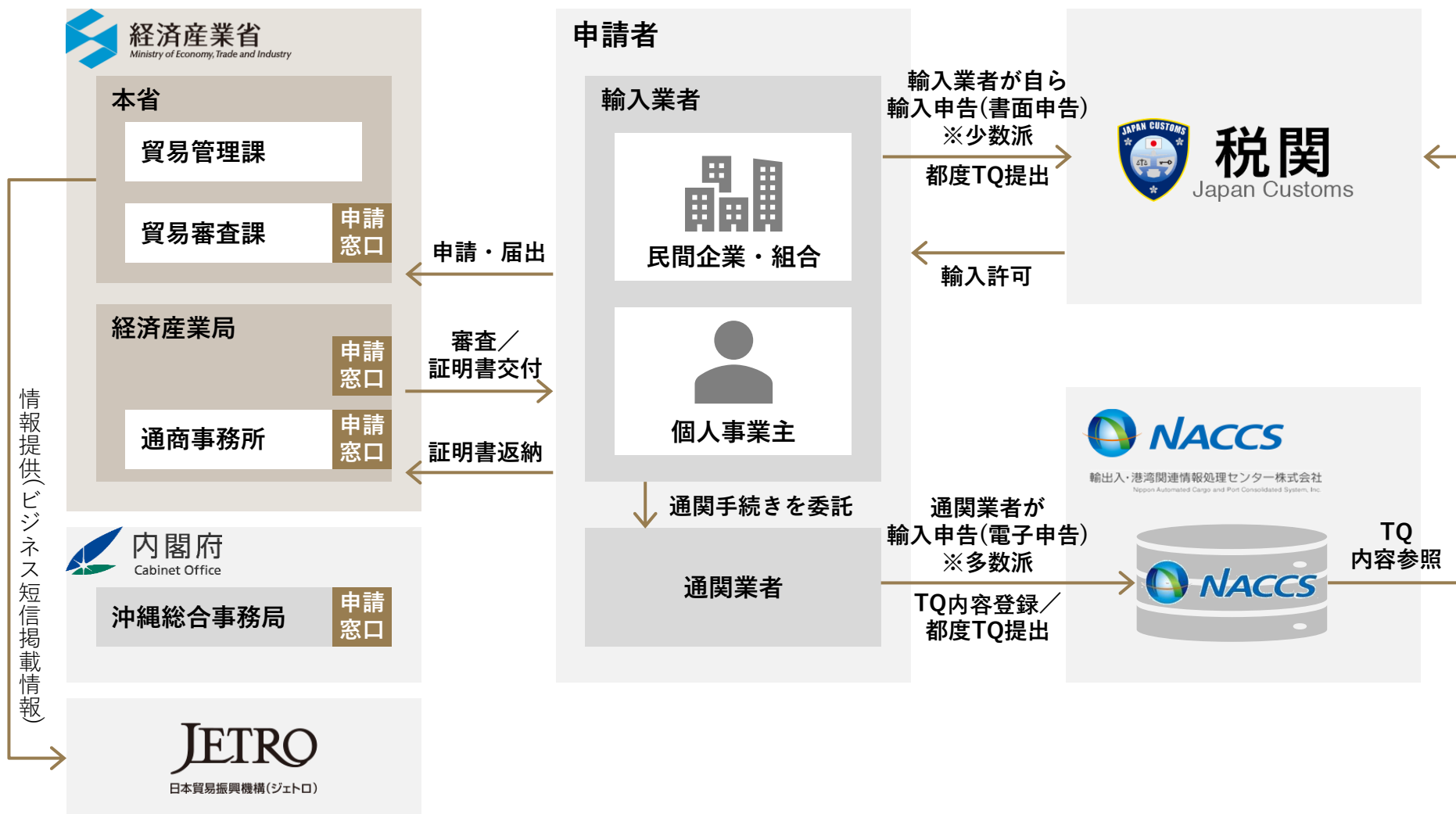
【制度趣旨②】

一定数量以上の輸入に高率の関税をかけることで、**国内産業を保護**する

(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理 関税割当制度の関係者（ステークホルダー）

関税割当制度の主な関係者(ステークホルダー)とステークホルダー間の関連は以下のとおり。

関税割当制度のステークホルダー・マップ



(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理

関税割当の対象品目

輸出統計品目表に記載の品目(約5,000品目)のうち、関税割当制度の対象となる品目は25品目に限定される。

対象品目の内訳は、**経済産業省が管轄する4品目**（*）と、農林水産省が管轄する21品目に分かれている。

（*）日墨EPA（くえん酸）関税割当制度を除く。

経済産業省が行っている関税割当品目の割当枠の数量と税率

品目		割当枠	一次税率	二次税率
皮革	牛馬革（染着色等したもの）	1,466千平方メートル	16% 13.3%	30%
	牛馬革（その他のもの）	214千平方メートル	12%	30%
	羊革・やぎ革 （染着色等したもの）	1,070千平方メートル	16%	30%
革靴	革製及び革を用いた履物 （スポーツ用のもの及びスリッ パを除く。）	12,019千足	24% 21.6% 17.3%	30%又は ¥4,300/足の高い方 30%又は ¥2,400/足の高い方

【参考：農林水産省の管轄する関税割当品目】

とうもろこし（コーンスターチ用）、とうもろこし（コーンスターチ用以外）、ナチュラルチーズ、麦芽、無糖ココア調製品、トマトピューレー・ペースト、パインアップル缶詰、その他の乳製品、学校等給食用以外の脱脂粉乳、学校等給食用脱脂粉乳、無糖れん乳、無機質濃縮ホエイ、配合飼料用ホエイ及び調製ホエイ、乳幼児用調製粉乳用ホエイ等、バター及びバターオイル、雑豆、でん粉等、落花生、こんにゃく芋、調製食用脂、蒟及び生糸（計21品目）

出典：関税割当制度概要（経済産業省ホームページ）

(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_1.html)

(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理 関税割当の管理方式

関税割当の管理方式としては「事前割当方式」と「輸出国管理方式」が存在する。

2021年度現在、経済産業省では「事前割当方式」のみを採用している。

関税割当の管理方式

経済産業省が採用する方式

事前割当方式

- 該当の品目の輸入を管轄する省庁が**事前に「関税割当数量」を決定**する方法
- その後、関税割当を利用したい**輸入者の申請に対して、審査**を行う

輸出国管理方式 (※農林水産省のみ)

- EPA（経済連携協定）を締結している国に**限定**した管理方式
- 事前割当方式と同様に、輸入者は**割当申請を行う**必要があるが、**事前審査が厳しくない**ことが特徴
- 申請を受けた省庁は、輸出国が発給する証明書に基づいて**先着で割当**を行う

出典：「経済連携協定における関税割当制度の枠の管理方式」を基に弊社にて整理
(https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/wariate/gaiyou.pdf)

(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理 割当枠の種類と数量

経済産業省では、割当申請について「年度枠」「保留枠」及び「再割当」の3種が設定されている。

経済産業省が設定する割当枠等

割当枠の種類	説明	備考
年度枠（皮革）	割当枠の総量に100分の98を乗じて得た数量	【ケース①】 割当枠の総量を1,000千平方メートルとした場合、980千平方メートルが年度枠
年度枠（革靴）	割当枠の総量に100分の99を乗じて得た数量	【ケース②】 割当枠の総量を10,000千足とした場合、9,900千足が年度枠
保留枠	割当枠の総量から年度枠の数量を控除した数量 (割当ては、保留枠の数量を2等分し、2回に分けて行う)	上記【ケース①】の場合 1,000-980=20千平方メートルが保留枠 上記【ケース②】の場合 10,000-9,900=100千足が保留枠
再割当	各再割当ごとに、次の式により算出された数量 再割当の数量=(A+B+C+D)-E A=年度枠の割当後の残量 B=保留枠の割当後の残量の累計 C=返納された割当数量の累計 D=その他、関税割当証明書の無効等により再割当に繰り入れられた数量 E=再割当の既割当数量の累計	【補足】 ・再割当は、割当枠を募集したけれど、申し込みが少なくて枠が余った、割当を受けた人が年度内に返納したなど、なんらかの理由で数量が余った場合に募集される枠。 ・そのため、残りがなければ、募集の日付が設定されていても再割当枠の募集はされない。

出典：関税割当制度概要（経済産業省ホームページ）

(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_1.html)

(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理

参考：類似制度との対比

関税割当制度に類似する制度として、「輸入割当制度」と「EPAの関税割当制度」が存在する。

それぞれの制度と関税割当制度との共通点／相違点について、概要を以下に整理する。

関税割当制度と他の類似制度との対比

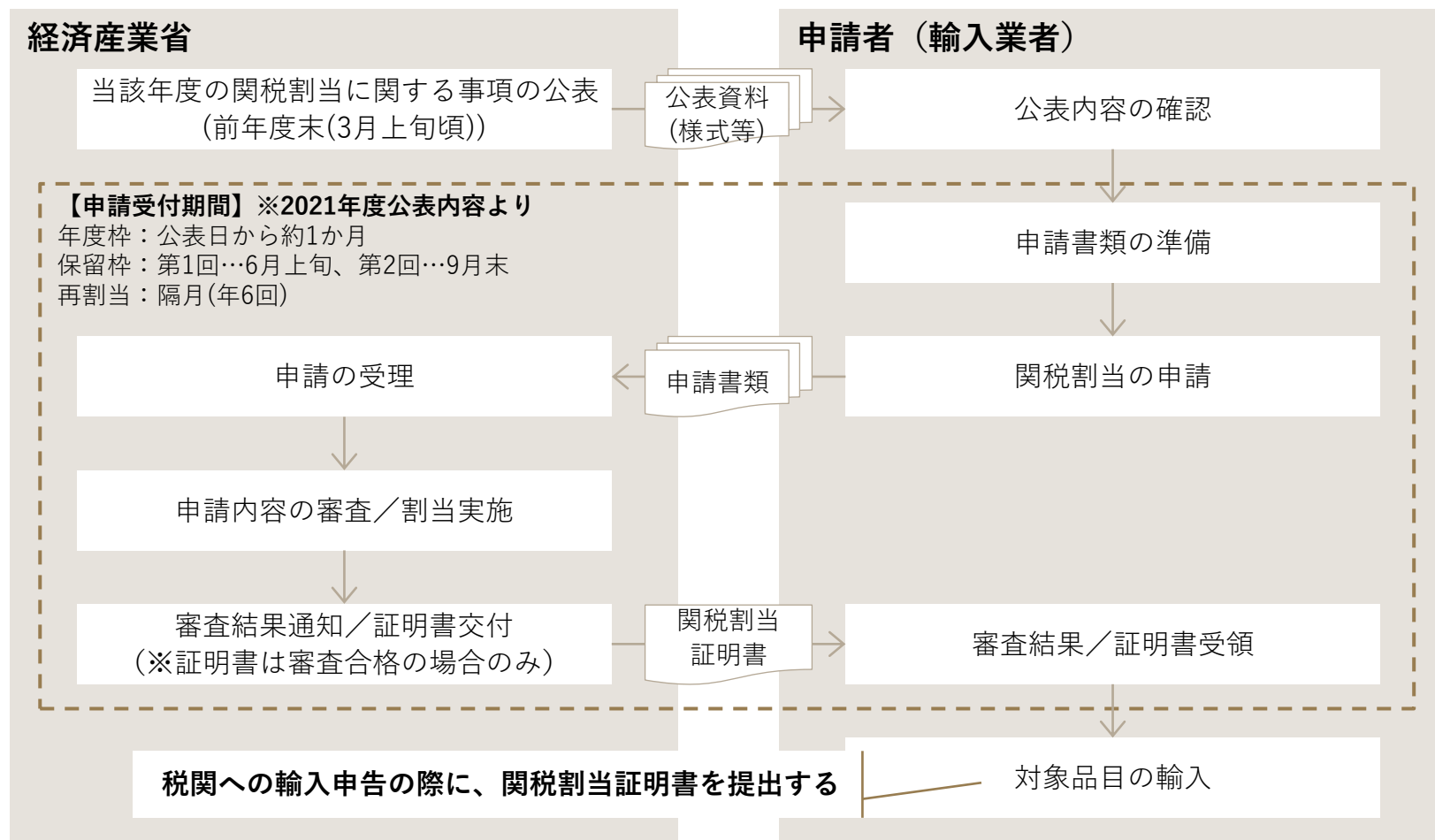
類似制度	関税割当制度との共通点	関税割当制度との相違点	備考
輸入割当制度		● 一定の数量の枠を超えたときに輸入できない ※関税割当制度は、高税率の関税が課されるが、輸入自体は可能	● 輸入割当制度は、輸入が禁止されている品目に対し、一定の数量のみ輸入を限定的に解除する制度のため
EPAの関税割当制度	● 特定品目の輸入数量に一定の枠を設ける	● EPA締結国から輸入する場合のみに適用される ※関税割当制度は、どこの国から輸入する場合でも適用される	● 通常、EPAは締結国同士で双方の製品が輸出入しやすくすることを目的としている ● 一方、全ての品目を無税で輸入できるようにしてしまうと、打撃を受ける国内産業もあることから、関税撤廃の除外品として同制度が存在

(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理

関税割当制度利用の流れ

年間における関税割当制度利用（関税割当の申請～証明書交付）は、大枠として以下の流れで実施される。

関税割当申請の流れ



- 証明書の交付後は、**証明書内容変更(申請・届出)**、**分割申請**等の対応を随時実施し、最終的には当該年度の**全ての証明書の返納**に係る手続を実施する

(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理 申請者の区分と申請件数

申請者は「実績者」「新規者」「組合」に区分される。

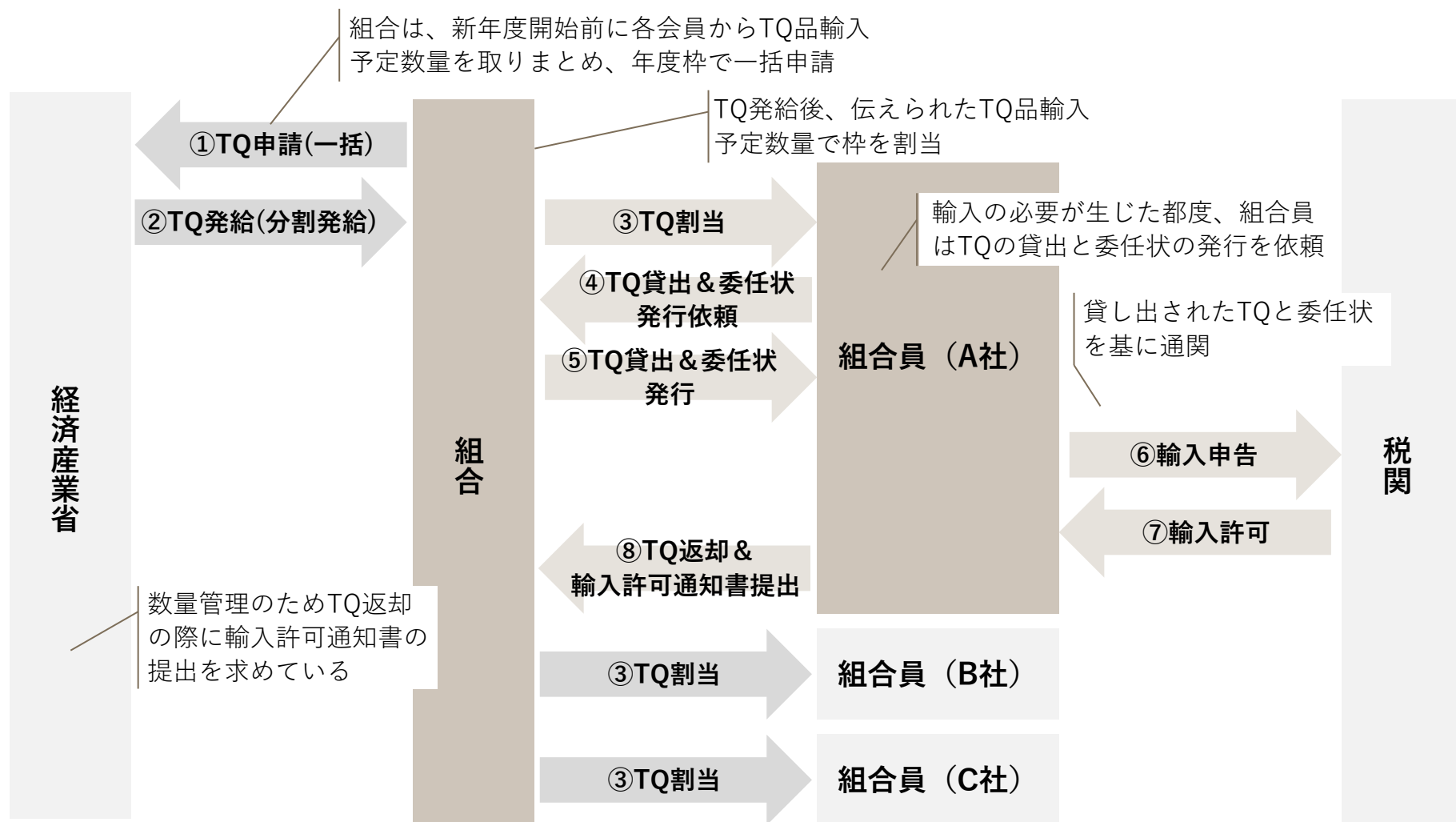
申請者の区分

申請者の区分	説明	申請と証明書の関係
①実績者	● 過去2年間に年度枠又は保留枠のいずれかの証明書の発給を受け、輸入通関した実績を有する者であって、同期間中に発給を受けた全ての証明書を返納している者 ※郵送による申請が可能	1申請：1証明書
②新規者	● 実績者に該当せず、申請日前1年間に、二通関以上「自ら輸入」した貨物の輸入申告価格の合計額が50万円以上又は一通関100万円以上となる実績を有する者 ※申請に際し対面の審査が必要	
③組合	● 実績者・新規者のうち、申請者と証明書利用者が異なる場合の申請者 (例：申請者が靴卸協同組合(1組合)で輸入者(=証明書利用者)が組合員(複数社・人)の場合)	1申請：複数証明書

(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理

申請者の区分と申請件数 — 組合における現行の制度運用

前掲した組合における現行の制度運用は以下のとおり実施されている。



(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理

参考：農林水産省における行政手続のオンライン化状況

関税割当制度を所管する農林水産省では、令和4年度までに所管する全ての法令に基づく手続等のオンライン化と、令和7年度までにオンライン利用率60%を達成することを目標として掲げている。

当該目標の達成に向け、農林水産省におけるオンライン申請の一元的窓口として、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）が令和3年度から本格稼働しており、関税割当に係る手続も一部オンラインにより申請可能である。

行政手続オンライン化目標

直近の達成状況

オンライン化率

100%（令和4年度まで）

（「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画（令和2年3月27日農林水産省行政情報化推進委員会決定）」より）



約26%（2022年2月時点）

（参考：算出根拠）

①eMAFFで申請可能な手続数※÷
②農林水産省所管の全手続数※2
：①1,512手続 ÷ 5,773手続 ≒ 26%

オンライン利用率

60%（令和7年度まで）

（「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画（令和2年3月27日農林水産省行政情報化推進委員会決定）」より）



約90%（2019年度実績）

（参考：算出根拠）

①オンラインによる申請等件数(2019年度実績)÷
②オンライン申請可能な手続きの申請等件数
(2019年度実績)※3
：①1,071,619件 ÷ ②1,188,936件 ≒ 約90%

※1 「農林水産省共通申請サービスポータル」 (<https://e.maff.go.jp/GuestPortal?ec=302&startURL=%2Fs%2F>) に公開された手続数（2022年2月22日時点）

※2 「行政手続等の棚卸結果等（令和2年度調査（令和元年度末（令和2年3月31日）時点））」 (https://cio.go.jp/tetsuduki_tanaoroshi/) の手続のうち、「所管府省」を「18 農林水産省」に、「手続廃止の検討状況」を「2 存続」に絞り込んだ手続数を計上

※3 「農林水産省における行政手続等のオンライン化等の状況（令和元年度）」 (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/densi_seihu/online_jokyo.html) に基づく件数。

(1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理

参考：農林水産省共通申請サービス（eMAFF）

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）は、gBizIDを取得することで、農林水産省の手続をスマホやPCからオンライン申請できる一元的窓口であり、2022年2月現在、関税割当制度を含む1,512の手続の申請が可能である。

eMAFFの主な機能や操作性・利便性を以下に整理する。一般的な機能のほか、関税割当制度の特徴の一つである組合からの申請を考慮した「構成員の閲覧・編集権限の設定機能」等を有している。

eMAFFの概要



(出典URL：<https://e.maff.go.jp/Manual>)

「000060_申請者マニュアルv1_4_Part1 (P.1~99)」

「000061_申請者マニュアルv1_5_Part2 (P.100~196)」

「000062_申請者マニュアルv1_5_Part3 (P.197~302)」

「000063_申請者マニュアル (スマホ版) v1_3_Part1 (P.1~105)」

「000064_申請者マニュアル (スマホ版) v1_3_Part2 (P.106~273)」

eMAFFの機能及び操作性

eMAFFの 主な機能

- gBizIDと連携したログイン機能(gBizIDに連動したeMAFFIDが自動発行される)
- 過去申請のコピーを用いた申請機能
- 登録済みデータのCSVファイルを用いた一括申請機能
- 添付書類等のファイルアップロード機能
- 申請データの出力・印刷機能
- 申請者への通知機能(メール及びホーム画面への表示)
- 申請者が確認できるダッシュボード機能(申請件数等の情報をグラフ等で可視化)
- 代理申請機能(行政書士等もeMAFFに登録している前提)
- 経営体(申請者)の管理者による構成員の閲覧・編集権限の設定機能
- 経営体(申請者)の管理者権限の譲渡機能
- 職員/申請者に対する申請内容に関する問合せ機能
- システム全般に対する問合せ機能
- 農林水産省及び自治体職員とのチャットツール(Slack)を用いた問合せ機能(実証実験中)

eMAFFの 操作性・ 利便性

- PCを保有していなくてもスマホから申請が可能
- 申請のステータスが表示され、進捗を随時把握できる
- ドラッグ&ドロップによるファイルアップロードが可能
- ダッシュボードで申請実績が可視化され、実績を容易に把握できる
- チャットツールによる手軽な問合せが可能(実証実験中)
- 原則として24時間365日利用可能

1.業務のBPR検討及びその実現性の評価

- (1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理
- (2) 実務者へのヒアリング結果に基づく現状と課題の整理**
- (3) 課題の解決方針及びBPRの検討
- (4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理

(2) 実務者ヒアリング結果に基づく業務の現状と課題の整理

実務者ヒアリングの実施概要

実務者ヒアリングでは、現行業務の実態や課題感、デジタル化に向けたニーズ等を調査するため、関税割当申請の窓口となる経済産業局等における実態を網羅的に把握し、横並びでの比較・分析を実施した。

ヒアリング対象について、関税割当申請の全窓口に対し回答を依頼し、全11局より回答を受領した。

実務者ヒアリング実施概要

期間	2021年8月19日～9月10日
ヒアリング対象	関税割当申請の全窓口（北海道経産局、東北経産局、関東経産局（東京通商事務所、横浜通商事務所）、中部経産局、近畿経産局（本局、神戸通商事務所）、中国経産局、四国経産局、九州経産局、沖縄総合事務局経済産業部） ※本省に対しては別途実施
実施方法	✓ 全11局所に対し調査票を配付し、回答を依頼 ✓ 関東経済産業局東京通商事務所に訪問し、対面形式でのヒアリングを実施
聴取内容	✓ 業務要件を整理する上で必要な要素（実施体制、実施時期、実施場所、設備・物品）を聴取するための内容 ✓ 関税割当業務の電子化検討に当たり、対象業務の規模（作業ボリューム）や特性、課題感等を把握するための内容 ✓ 業務の電子化に向けた要望、懸念、留意事項等
回答率	✓ 100%（全11局より回答を受領）

目的1

業務の実態把握

- 現場での実務の実態を把握し、デジタル化の検討対象となる業務の理解を深める

目的2

課題・ニーズ把握

- サービスの利用者視点での課題感やニーズを把握する

(2) 実務者ヒアリング結果に基づく業務の現状と課題の整理 業務量と季節特性

関税割当業務は、全体の処理件数の大半を占める「年度枠の割当申請」と「証明書の返納」に係る手続きが**例年3～4月に集中する**（繁忙期を迎える）ことから、**明確な季節特性を有している**。

関税割当業務における業務量と季節特性

業務分類	1件当たり 処理時間 (加重平均)	N-1年度			N年度								
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1.関税割当申請～証明書交付	約2.8時間			←ピーク→		割当総数の98%以上が年度枠に割り当てられるため、年度枠の申請時期に 特に業務が集中する							
		再割当申請		年度枠申請		再割当申請(年6回)、保留枠申請(年2回)							
2.証明書内容 変更申請・届出 (記載事項等)	約2.1時間			←ピーク→		期間延長の申請や住所・代表者変更の申請・届出が3月～4月に集中する							
		年間を通して受付（季節特性あり）											
3.証明書内容 変更申請 (数量)	約1.2時間					消化率計算上の区切りとなる期日の前 (11月～12月)に集中する						←ピーク→	
		年間を通して受付（季節特性あり）											
4.証明書の分割 申請	約2.0時間	年間を通して受付（季節特性なし）											
5.証明書の返納	約1.0時間			←ピーク→		前年度の関税割当証明書の 返納 が3月～4月に集中する							
		年間を通して受付（季節特性あり）											

繁忙期（3～4月）

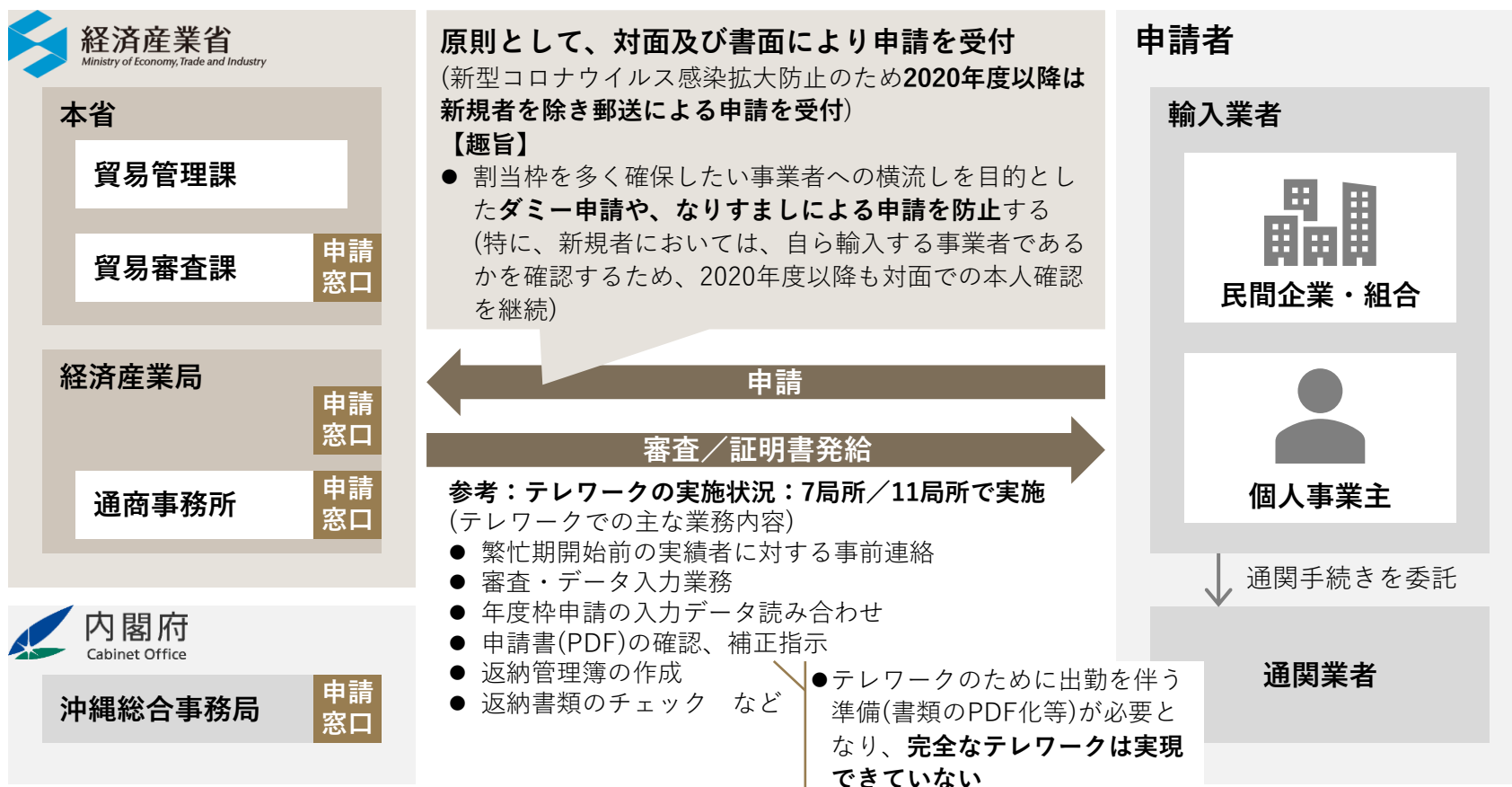
(2) 実務者ヒアリング結果に基づく業務の現状と課題の整理 業務の特性

関税割当業務（特に、新規者による年度枠の申請）では、対面及び書面による申請を原則としている。

その背景には、かつて「枠の横流し」等の不正が横行した際、本人確認の徹底や添付書類(原本)を含む審査の厳格化等の対策が強化されたことなどが主な要因として挙げられる。

なお、2020年度～2021年度は郵送による申請を受け付けているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための暫定的な運用であり、例外的な取扱いとなる。

関税割当業務の特性



(2) 実務者ヒアリング結果に基づく業務の現状と課題の整理

関税割当業務の現状 — 申請者の特性

申請者（制度利用者）の特性としては、実績者による申請が多く、また、属性としては中小・零細企業や個人事業主等の小規模事業者による申請が多い点が挙げられる。

このため、毎年の申請者は前年と変わらないケースが多く、約8～9割は同一の申請者であることを確認した。

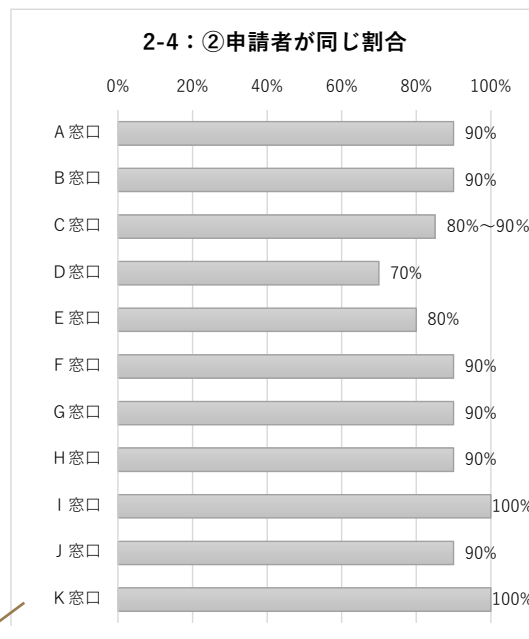
また、申請書の作成方法について、「手書き」又は「PC(Excel様式)」を選択可能としたところ、大半は「PC(Excel様式)」により作成したものを提出していることがヒアリング結果より明らかになった。

一方で、手書きの様式に慣れ親しんだ、あるいはPCを保有しない申請者も一定数存在することを確認した。

地域性等を踏まえた申請者の特性や傾向

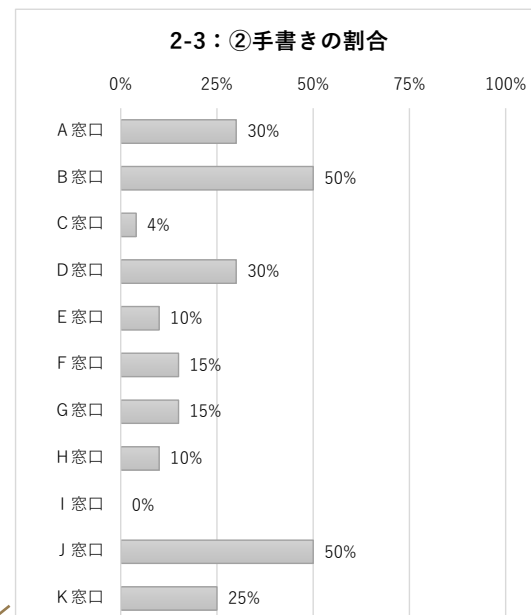
- 中小・小規模の申請者が多いため、1者あたりの申請数量も少ない
- (個人事業主含む)小規模事業者からの申請が多い
- 首都圏をカバーしているため、申請事業者数が多い
- どちらかという小規模な事業者が多い印象
- 申請件数は減少傾向にあるものの新規申請者も存在し、新規申請はやや増加傾向にある
- 企業規模は、輸入手続きに不慣れな個人事業者、小規模事業者からの申請が多い
- 新規者は毎年1割程度で、ほとんどが実績者からの申請となっている
- 中小(個人事業主を含む)事業者が多い
- 中小企業からの申請が大半
- 零細・個人事業者が多い
- 家族経営の零細企業からの申請が多い
- いずれも中小企業からの申請

申請者が前年と同じ割合



●約8～9割は同一の申請者

手書きの申請書が提出される割合



●大半はPC(Excel様式)により作成した申請書を提出(手書きは少数派)

- 実績者による申請が多い
- 中小・零細企業や個人事業主等の小規模事業者による申請が多い

(2) 実務者ヒアリング結果に基づく業務の現状と課題の整理

関税割当業務の現状 — 事業環境を取り巻く外部要因（減要因）

直近の関税割当申請の件数及び数量は減少傾向にあり、申請件数は5年前の半分以下の状況にある。

これらは国外要因(日・EU経済連携協定(EPA)、東アジア地域包括的経済連携協定(RCEP)の対象地域からの輸入における関税割当制度の非活用)と国内需要の減少(在宅勤務の増加等に伴う革靴需要の減少等)によるものが主な要因として挙げられ、当面はこうしたトレンドが継続することが見込まれる。

申請者や申請内容の変化等

- 管内で欧州から輸入・取引業者が多いことから、特に日欧EPAの活用により、窓口Aの申請件数全体は、直近5か年前と比較し、2分の1以下になるなど、年々減少し、また、1者あたりの申請数量もあわせて減少傾向にある
- 東北地域においては全体の申請件数及び申請数量は2020年を境に減少しているが、2021年においては特に顕著(半減ペース)
- 日EU・EPAにより、申請件数が減少しているほか、2020年度はコロナの経済への影響により、未申請、未使用返納、申請時の希望割当数量数減少が見受けられます
- 申請件数は年々減っている
- 1社辺りの申請数量が減少の傾向にある
- 革靴の申請件数が年々減少している。2020年度の申請数は、2013年度の1/5程度に減少
- コロナでの需要減及び日EU/EPA発効等により、関税割当制度の活用の減少を感じる
- 日EUのEPAなどにより、割り当てを受けなくても低い関税で輸入できるものが増えているので、利用をやめるという方や取得しても利用せずに使用実績無しで返納する方が出てきている
- 2016年度の申請件数(革靴)を比較すると、今年度の申請件数は半分以下にまで減少している
- ここ数年は日EUEPAに切り替えられる方が増えている印象がある。特にコロナ禍においては未使用返納が例年より増えた
- 申請件数及び数量は減少傾向(直近5年でおおよそ半減)
背景としては日EU EPA等への切り替え、コロナ禍による国内需要減が挙げられる

(2) 実務者ヒアリング結果に基づく業務の現状と課題の整理

関税割当業務の現状 — 事業環境を取り巻く外部要因（増要因）

一方で、現在バングラデシュに適用されている特別特惠関税が将来的に見直され、同国から輸入する皮革・革靴に通常の税率が適用されるようになった場合、関税割当申請の件数及び数量は大幅に増加することが想定される。

このような外部要因による影響を受けやすい(業務量の増減が生じる)点についても、関税割当業務の特性といえる。

特別特惠関税適用国（バングラデシュ等）に関する現状と将来の予測

【現状】

カンボジア、ミャンマー、バングラデシュ等の後進開発国からの輸入品目に対しては、特惠関税制度により一般の関税率よりも低い税率(**特惠税率**)が適用されている

⇒特に、対日輸出量の多いバングラデシュ製の皮革・革靴に対する関税は無税

※ 先進国並みの経済発展を遂げた国については特惠関税制度の対象外とする「全面卒業」及び「部分卒業」制度が設けられている。



【将来の予測】

バングラデシュが特惠関税制度の卒業要件を満たす、あるいは卒業要件の見直しにより**特惠関税の適用が廃止された場合、一般の関税率(60%)が適用**されることになる

⇒同国から輸入する皮革・革靴に対する関税割当申請が大幅に増加することが見込まれる

(2) 実務者ヒアリング結果に基づく業務の現状と課題の整理 業務のデジタル化に向けた現場の声(要望等)

関税割当業務のデジタル化自体について、実務を担う窓口担当職員からは批判的な意見は生じておらず、デジタル化の流れを好意的に捉え積極的な検討を求める意見が多く寄せられている。

特筆すべき内容として、単にデジタル化により実現したい機能の要望に留まらず、全ての手続をデジタルで完結することやNACCSとのデータ連携により業務を簡素化することといった、デジタルファーストやBPRの考え方に即した意見が上がった点が挙げられる。

業務のデジタル化に関する意見（要望等）抜粋

デジタル化の 方向性

- 完全電子化することが重要
- 電子化するのであれば、**全ての手続きを電子化しなければ意味がない**
- 可能な限り、**全て電子化していただきたい**
- 電子化を導入する場合は**全面的に行ってほしい**
- NACCSのように、申請受付、審査、決裁、施行、発給の**すべてを電子化してほしい**

システムで 実現したい内容

- 形式的な審査は電子システムで行えるようにしてほしい
- NACCSからの出力により自動的にデータ表、計算書、返納管理簿等を作成できるようにしてほしい
- 文書管理システム、NACCSシステム上での**システム構築or連携**
- 実績者は**過去の申請データの引継ぎを**できるようにしてほしい
- 簡便な記載ミスなどがあった場合に、申請者が容易に修正できるようにしてほしい

既存ルール の見直しに 関する意見

- 申請の添付資料や発出文書で紙媒体のものが**必要**ということなれば、BPRの観点からあまり効果的ではない
- 添付書類の簡略化
- 新規者についても電子化で**対応**できるようにしてほしい
- 審査業務の効率化のため**事業者からの提出書類を少なく**して欲しい
- 返納もシステム上で処理するのなら、自ら輸入の確認のために求めている**エビデンスを大幅に削減**するよう検討必要
- これまで証明書は紙媒体で発給し、通関時に原本を使用し、使用後に返納してもらっていたが、**電子化にあたりどのような運用にするか**検討が必要

(2) 実務者ヒアリング結果に基づく業務の現状と課題の整理 業務のデジタル化に向けた現場の声(懸念等)

一方で、制度利用者の視点に立った場合、一定数存在するデジタル化への対応が困難な申請者への配慮が必要である旨の意見も散見された。

これらの具体的な内容として「電子申請の問合せ窓口(ヘルプデスク)を設置する」「デジタル化後も一定期間は紙申請を受け付ける」といった意見が挙がっている。

業務のデジタル化に関する意見(懸念等) 抜粋

申請者側視点で 想定されるデジ タル化に向けた 懸念

- PCを所持していない者が申請する可能性があります
- 電子申請に当たり、PCはないがスマートフォンを所持する人はいるため、スマートフォンからの申請等も検討してはどうか
- 電子化導入ができない中小零細企業等のために、紙を残さざるをえないのか
- 電子申請ができない事業者(PDF装置を保有していない、PC操作に慣れていない事業者等)への配慮
- PCに不慣れな事業者は入力項目や添付資料にもれが発生する可能性があり、訂正申請等を依頼しても直ぐには対応いただけない可能性がある

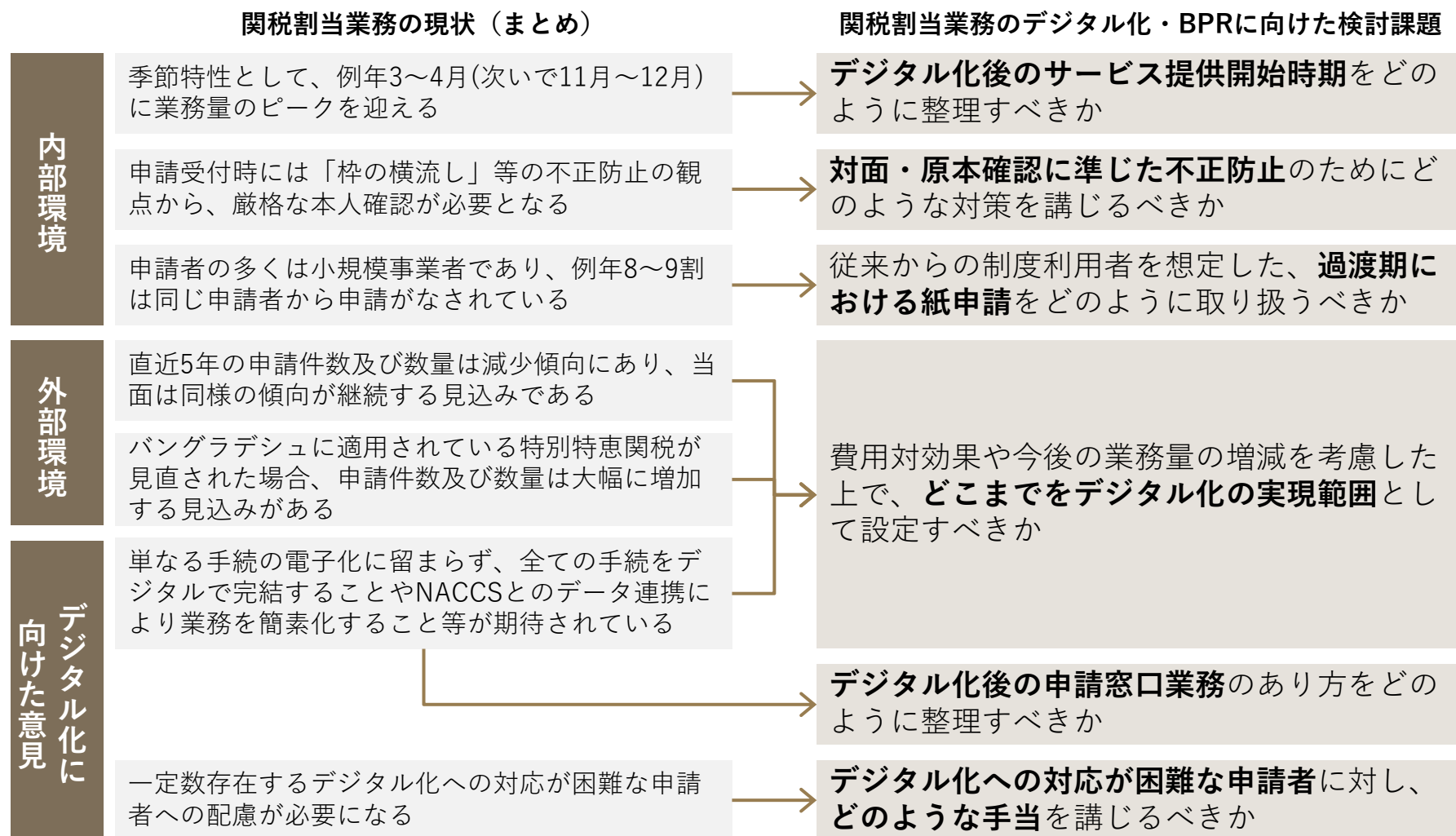
デジタル化対応 が困難な申請者 への対応

- 入力方法がわからない、何を入力したらいいかわからない、どこからやればいいのかわからないなど、申請ではなく、入力にかかる初歩的な問合せが増えて審査以外に時間をとられるおそれがある。そのため関税割当専門のヘルプデスクを設置してほしい
- 初年度は、ヘルプデスクを設置し、METI担当者及び申請者からの使い方に関する質問に答える体制を整えることを、強く希望
- ヘルプデスクの設置など。マニュアルをリバイスし、操作をサポートしてほしい
- 電子化導入の際は、余裕をもって周知、マニュアルの配布をしないと問合せが殺到してしまう。導入にあたっては、一気に切り替えるのか、もしくはしばらく併行的に運用するのか
- 管内小規模事業者は、システムに不慣れな事業者も多いので、作業手順・システムエラー対応を丁寧に指導するヘルプデスクの整備など、段階的に電子化を進める必要がある

(2) 実務者ヒアリング結果に基づく業務の現状と課題の整理 関税割当業務のBPRに向けた検討課題

前掲の整理内容を踏まえ、関税割当業務のデジタル化を前提とするBPRに向けた検討課題を以下に整理する。

「(3) 課題の解決方針及びBPRの検討」では、これらの検討課題を踏まえた実現施策(案)を示す。



1.業務のBPR検討及びその実現性の評価

- (1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理
- (2) 実務者へのヒアリング結果に基づく現状と課題の整理
- (3) 課題の解決方針及びBPRの検討**
- (4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理

(3) 課題の解決方針及びBPRの検討 関税割当業務のBPR及びデジタル化に向けた検討課題

本章では「(2) 実務者ヒアリング結果に基づく業務の現状と課題の整理」で整理した以下の検討課題の解決に向け、デジタル化を前提とした対応方針案について各施策の実現性の評価結果と合わせて整理した。

関税割当業務のBPR及びデジタル化に向けた検討課題（類型化の上再掲）

デジタル化の 実現に向けた課題

- ① デジタル化の実現範囲
- ② サービス提供開始時期
- ③ 不正防止のために講ずべき対策

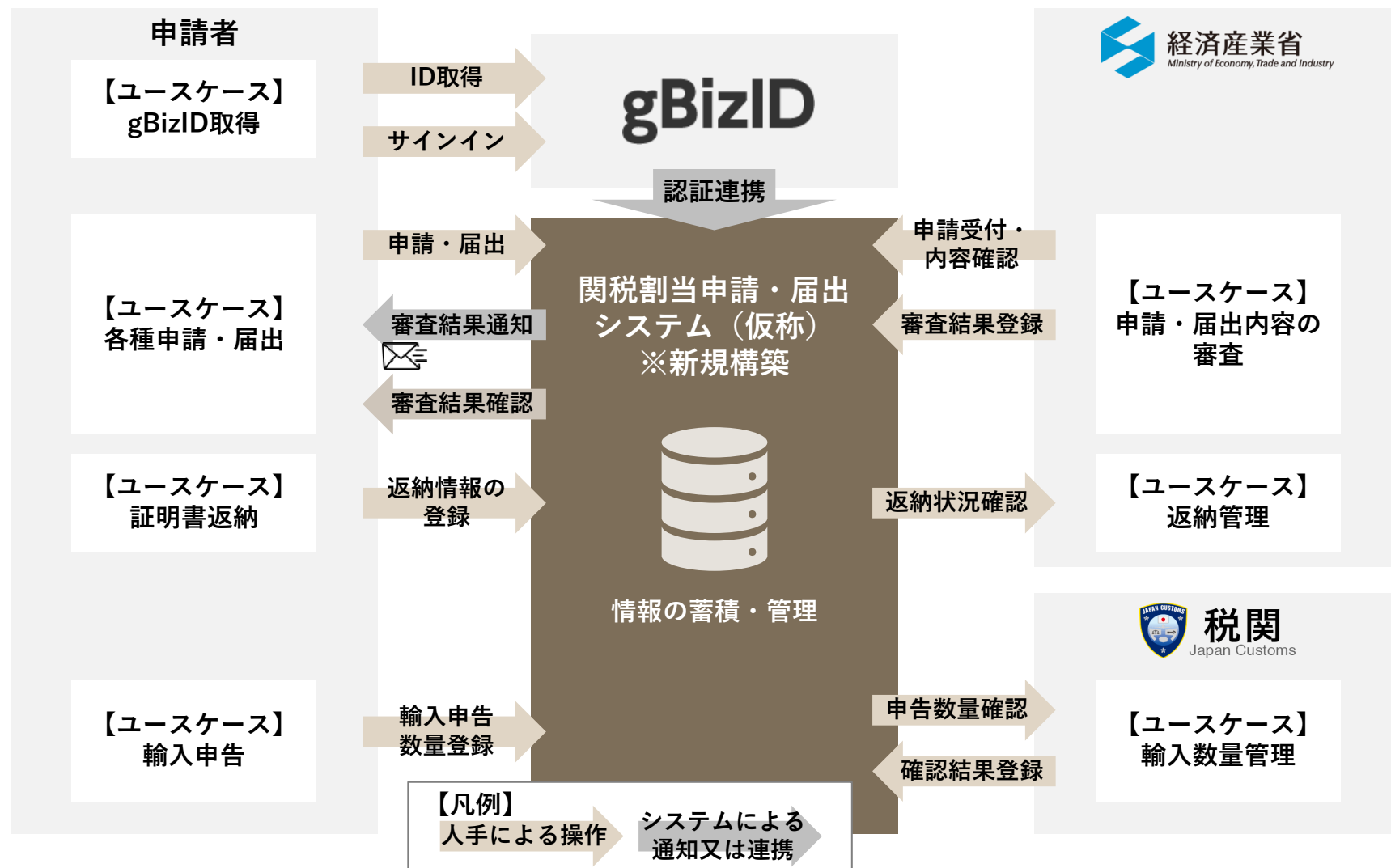
デジタル化後の 業務運用における課題

- ④ 過渡期における紙申請の取扱い
- ⑤ デジタル化への対応が困難な申請者に向けた措置
- ⑥ デジタル化後の申請窓口業務のあり方

(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

①デジタル化の実現範囲 — デジタル化後の業務・システムの全体像（1/6）

前掲の【実現内容1】及び【実現内容2】の実現手段としては、「関税割当申請・届出システム（仮称）」（以下「関割システム」）を新たに構築し、想定されるユースケースに応じたサービスを提供するための各機能を実装する。

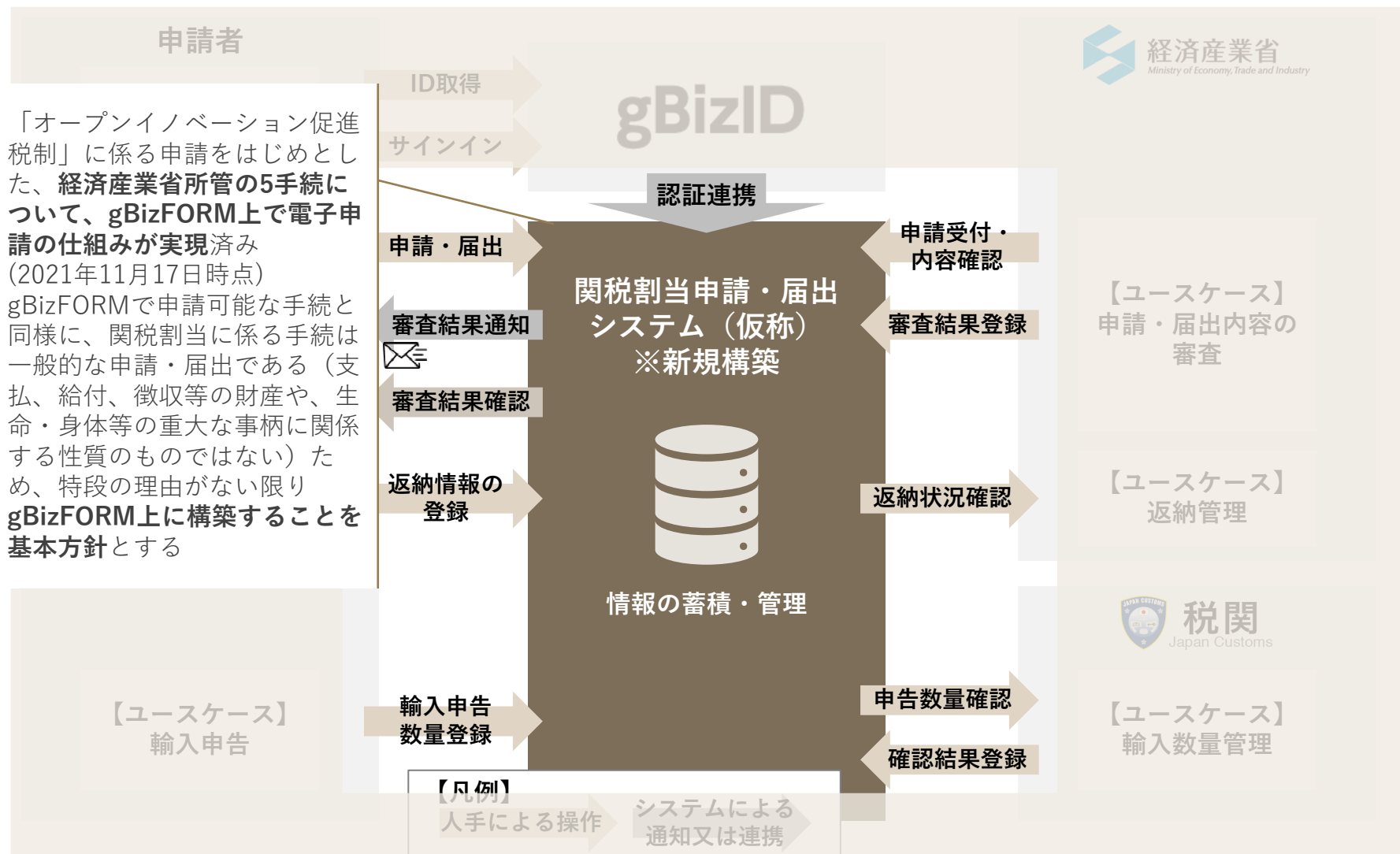


(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

①デジタル化の実現範囲 — デジタル化後の業務・システムの全体像 (2/6)

関税システムのアーキテクチャとしては、gBizIDとの親和性が高く、経済産業省所管手続の電子化の受け皿として用意されたgBizFORMを利用し、PowerAppsで構築することを想定している。

- 「オープンイノベーション促進税制」に係る申請をはじめとした、経済産業省所管の5手続について、gBizFORM上で電子申請の仕組みが実現済み (2021年11月17日時点)
- gBizFORMで申請可能な手続と同様に、関税割当に係る手続は一般的な申請・届出である（支払、給付、徴収等の財産や、生命・身体等の重大な事柄に関係する性質のものではない）ため、特段の理由がない限りgBizFORM上に構築することを基本方針とする



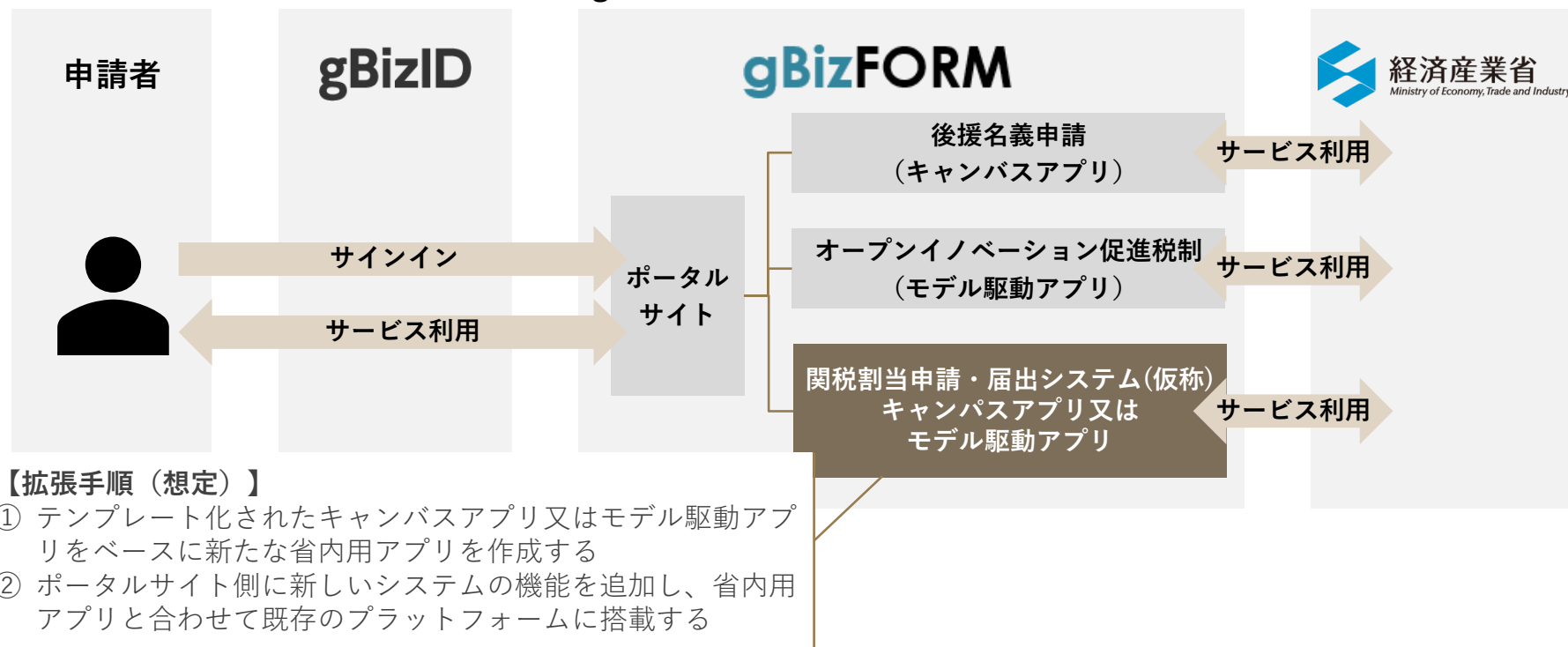
(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

①デジタル化の実現範囲 – デジタル化後の業務・システムの全体像 (3/6)

gBizFORMの補足

- gBizFORM(<https://form.gbiz.go.jp/>)は、Microsoft Power Apps (<https://powerapps.microsoft.com/ja-ip/build-powerapps/>)で作成されたポータルサイトであり、申請者と経済産業省内担当者が情報を電子的にやり取りするプラットフォームを提供する。
- 認証方式としては、行政サービス向けに特化した認証システムであるgBizID(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)を利用している。
- ポータルサイトには今後増えていくDX事案の受け口として拡張していける構成がなされており、新たなシステムを横展開していく際には、下図のように追加で載せる形で実装することが可能となる。

gBizFORM上での構築イメージ



(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

①デジタル化の実現範囲 – デジタル化後の業務・システムの全体像（4/6）

【実現内容2】として言及した、関税割当対象物品の輸入に際し、NACCSの残数管理機能を用いずに通関する場合における**輸入数量管理を可能とする仕組み**としては、以下を想定している。

申請者向け画面（イメージ）

【画面イメージ】

申請者向け画面

輸入数量登録（内容確認）

「確定」ボタンをクリックすると以下の内容で輸入数量を登録します。
※税関窓口へ申告する際は、登録内容に差異が生じないようにしてください。

証明書番号	2022A第100001号	割当物品名	革靴	割当数量	1,000足
-------	---------------	-------	----	------	--------

申告年月日	申告数量	関税割当数量の 残存数量	通過税関	税関による 確認	認可年月日
2022年xx月xx日	100	900	神戸税関	確認済	20xx年xx月xx日
2022年xx月xx日	200	700	東京税関	未確認	

登録後
税関割当システム（仮称）
※新規構築

確定ボタン押下後、ポップアップメッセージを表示し、関税割当証明書画面に戻る

戻る 確定

- 輸入者が輸入数量を登録し、税関の窓口で申告するための画面機能を関割システムに実装する

【ユースケース】
輸入申告

輸入申告
数量登録

税関担当者向け画面（イメージ）

【画面イメージ】

税関向け画面

輸入数量確認（税関担当者用）

「認可」にチェックし、「確定」ボタンをクリックすると関税割当システム上での輸入数量を確定します。
※申告書等の記載と差異が生じないよう留意してください

証明書番号	2022A第100001号	割当物品名	革靴	割当数量	1,000足
-------	---------------	-------	----	------	--------

申告年月日	申告数量	関税割当数量の 残存数量	通過税関	税関による 確認	認可年月日
20xx年xx月xx日	100	900	神戸税関	確認済	20xx年xx月xx日
20xx年xx月xx日	200	700	東京税関	☒ 認可 ☐ 差戻し	-

税関による確認が未の輸入数量申告があれば、ラジオボタン（認可／差戻し）を表示
輸入数量の申告内容に問題がなければ、「認可」をチェックした後、確定ボタンをクリックする
※問題ありの場合、「差戻し」にチェックした後、確定ボタンをクリックする

戻る 確定

- 税関担当者が申告された輸入数量を確認し、結果を登録する画面機能を関割システムに実装する

【ユースケース】
輸入数量管理

申告数量確認
確認結果登録

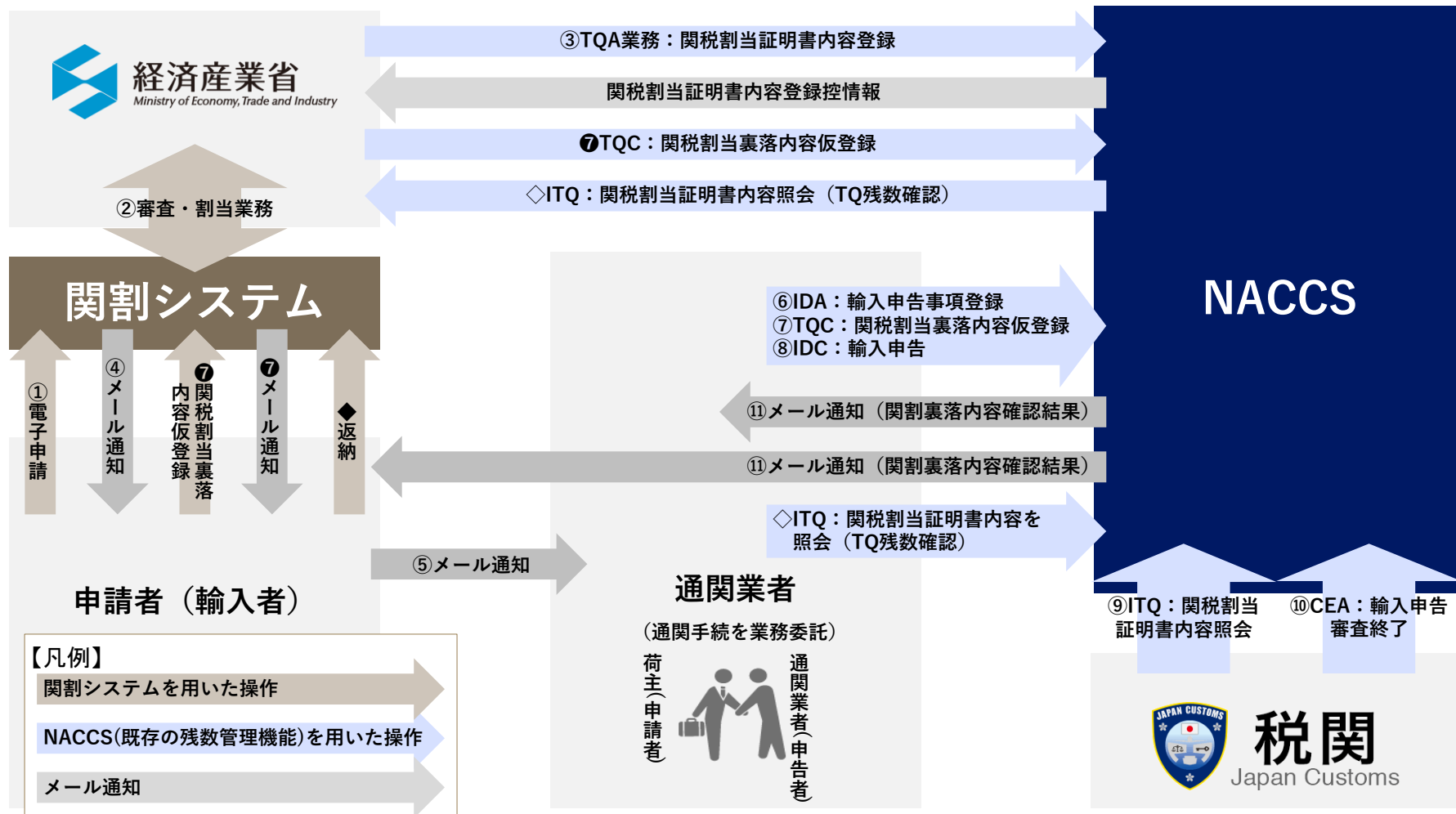
情報の蓄積・管理

(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

①デジタル化の実現範囲 — デジタル化後の業務・システムの全体像 (5/6)

前掲の仕組みは税関における業務の変更を伴うものであり、実現に際しては財務省税関等の関係省庁と協議の上、合意及び協力が得られることが前提となる。

仮にスケジュール、費用又は技術的な観点から実現が見送られる場合に備え、代替案として現行のNACCSが提供する既存機能（残数管理）を活用する形での実現方法を以下に整理する。



(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

①デジタル化の実現範囲 – デジタル化後の業務・システムの全体像 (6/6)

プロセス	プロセス主体	具体的な内容	利用システム
①電子申請	申請者(輸入者)	● 関割システム上で割当枠を申請する	関割システム
②審査・割当業務	審査者(経済産業省)	● 関割システム上で申請内容を審査し、枠を割り当てる	関割システム
③TQA業務：関税割当証明書内容登録	審査者(経済産業省)	● 割当枠の決定後、審査者がNACCS上に証明書内容を登録する	NACCS
④メール通知	関割システム	● 審査の完了後、申請者に対し経産省発行関税割当割当証明書番号及び割当数量をメール通知する	関割システム
⑤メール通知	申請者(輸入者)	● 通関業者に対し、経産省発行の関税割当割当証明書番号及び割当数量を通知し、対象物品の輸入通関を依頼する	-
⑥IDA：輸入申告事項登録	通関業者	● NACCS上で輸入申告事項を登録する	NACCS
⑦TQC：関税割当裏落内容仮登録	通関業者	● NACCS上で割当対象物品の輸入予定数量（割当枠の今回し利用数量）を仮登録する	NACCS
⑦-1 関税割当裏落内容仮登録	申請者(輸入者)	● 申請者(輸入者)が関割システム上で割当対象物品の輸入予定数量（割当枠の今回し利用数量）を仮登録する	関割システム
	関割システム	● 割当対象物品の輸入予定数量をNACCS上に自動入力する	関割システム NACCS
⑦-2 メール通知	関割システム	● 申請者に対し、関税割当裏落内容仮登録の正常受付の旨をメール通知する	関割システム
(ITQ：関税割当証明書内容照会)	審査者又は通関業者	● NACCS上で割当枠の残数を確認する	NACCS
⑧IDC：輸入申告	通関業者	● 割当対象物品の輸入数量を申告する	NACCS
⑨ITQ：関税割当証明書内容照会	税関担当者	● NACCS上で、申告のあった申請者の割当証明書の有効性を確認する	NACCS
⑩CEA：輸入申告審査終了	税関担当者	● NACCS上でTQ情報と裏落とし情報を対査確認後、輸入申告審査を終了する	NACCS
⑪メール通知（関割裏落内容確認結果）	NACCS	● 税関担当者による関割裏落内容確認結果をメールで通知する	NACCS

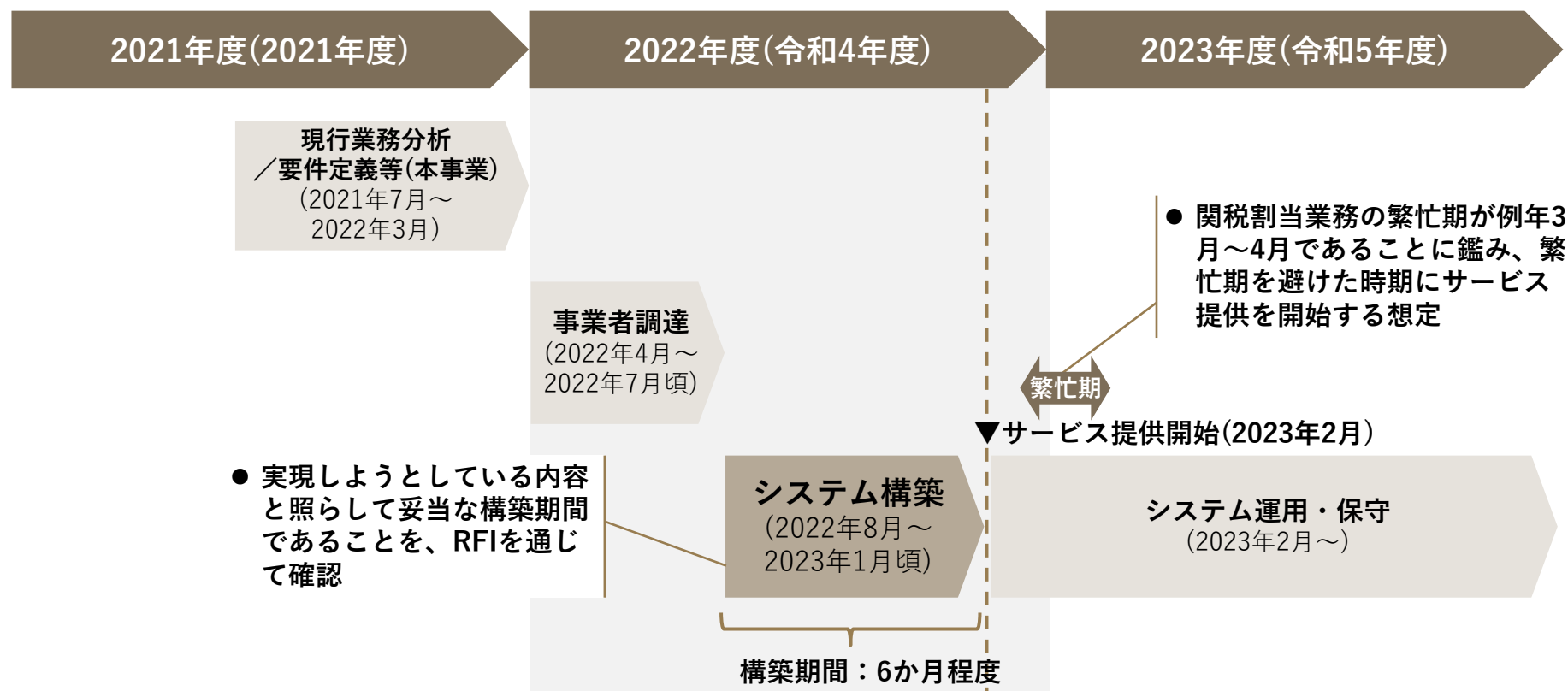
(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

②サービス提供開始時期

デジタル化後のサービス提供開始時期としては、関税割当業務の繁忙期が例年3～4月であることに鑑み、繁忙期前である2023年2月をマイルストーンとしてシステム構築に係る各種作業を進めることを想定している。

なお、システム構築期間（6か月）の実現可能性について、後述するRFIを通じて確認したところ、回答のあった3社中3社より、実現内容・規模と照らして実現可能である旨の所感を得ている。

サービス提供開始に向けたスケジュール（システム観点）



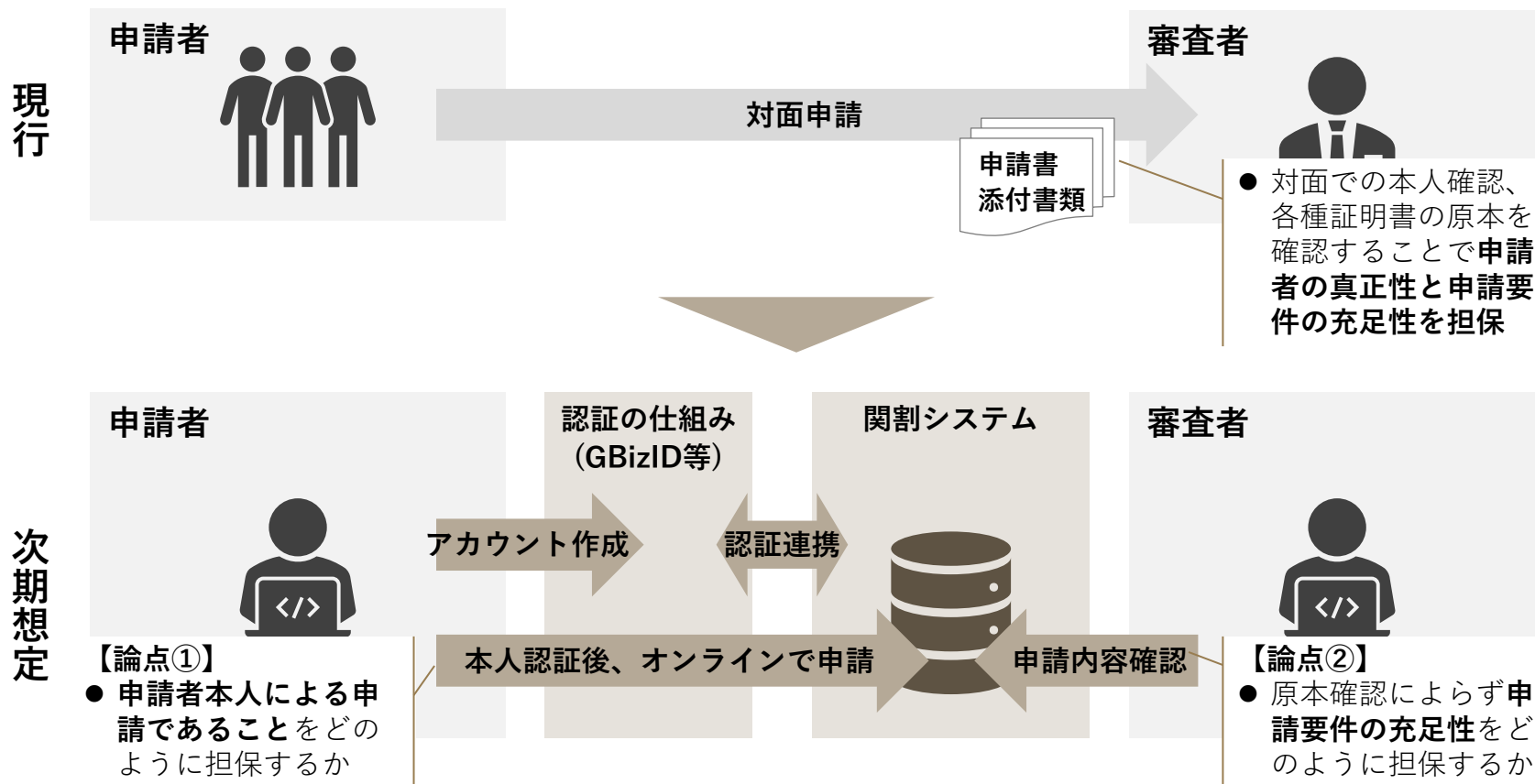
(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

③不正防止のために講ずべき対策 — 概要

「1. (2) 業務の特性」で述べたとおり、これまで経済産業省ではダミー申請やなりすましによる不正な申請を防止するため、各種証明書の原本提出や対面による申請を義務付け、厳格な確認を行ってきたところである。

この点について、手続のデジタル化に伴い「申請者本人による申請であること(真正性)の確認」と「申請者が申請要件を満たしていること(要件の充足性)の確認」を電子的な方法で担保する必要がある。

申請者及び申請要件確認の流れ（現行／次期想定）



(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

③不正防止のために講ずべき対策 — 真正性の担保 (1/3)

「申請者本人による申請であること(真正性)の確認」に関しては、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン（以下「本人確認ガイドライン」）において、オンライン手続で想定される脅威についてリスク評価を行った後、「身元確認保証レベル（IAL）」と「当人認証保証レベル（AAL）」とをそれぞれ判定し、対応する本人確認手法を採ることが求められている。

【Point①】

- リスク評価結果から保証レベルを判定する

リスク評価から手法選択までの流れ

表 2-1 身元確認保証レベル

身元確認保証レベル	レベルの定義
レベル 1 (IAL1)	身元識別情報が確認される必要がなく、身元確認の信用度がほとんどない。身元識別情報は、自己表明若しくは自己表明相当である。
レベル 2 (IAL2)	身元識別情報が遠隔又は対面で確認され、身元確認の信用度が相当程度ある。
レベル 3 (IAL3)	身元識別情報が特定された担当者の対面で確認され、身元確認の信用度が非常に高い。

表 2-2 当人認証保証レベル

当人認証保証レベル	レベルの定義
レベル 1 (AAL1)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、単要素若しくは複数要素を使うことにより、当人認証の信用度がある程度ある。
レベル 2 (AAL2)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が相当程度ある。
レベル 3 (AAL3)	認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、耐タンパ性を有するハードウェアを含む複数要素を使うことにより、当人認証の信用度が非常に高い。

表 2-3 保証レベルと手法例の対応付け²（個人）

必要な保証レベル		オンラインによる手法例
身元確認保証レベル	当人認証保証レベル	
レベル 3 対面での身元確認	レベル 3 耐タンパ性が確保されたハードウェアトークン	レベル A
レベル 2 遠隔又は対面での身元確認	レベル 2 複数の認証要素	レベル B
レベル 1 身元確認のない自己表明	レベル 1 単一又は複数の認証要素	レベル C
該当しない	該当しない	レベル D

表 2-4 手法例と実現できること・特徴の対応表（個人）

	オンラインによる手法例	実現できること・特徴
レベル A	・マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）による身元確認でアカウントを作成し、アカウント作成後はマイナンバーカード（公的個人認証：利用者証明用電子証明書）の耐タンパ性ハードウェアトークンによる当人認証を実施。 ・申請データに対するマイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）による電子署名を付与。 ※耐タンパ性ハードウェアトークン例：PIN+ICカード（マイナンバーカード）	・行政手続の対象者や行政手続を実施している者について、個人の基本4情報を毎回確認している。 ・マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）の機能により付与された電子署名を検証することにより、非常に高い信用度で「身元確認」を行っている。また、耐タンパ性を有したハードウェアトークンにより非常に高い信用度で「当人認証」を行っている。
	・マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）等による身元確認でアカウント作成し、アカウント作成後はマイナンバーカード（公的個人認証：利用者証明用電子証明書）	・行政手続の対象者や行政手続を実施している者について、登録時に個人の基本4情報を確認し、認証プロセス時には、登録時の個人と同一

【Point②】

- 保証レベルに対応する「オンラインによる手法例」や対策基準を参考に、本人確認手法を選択する

出典：行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/20190225kettei1-1.pdf>)

(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

③不正防止のために講ずべき対策 — 真正性の担保 (2/3)

この点について、法人や個人事業主を対象とした共有の認証プラットフォームである「gBizID」で提供されるアカウントの身元確認及び本人認証は、「gBizIDプライム」あるいは「gBizIDメンバー」アカウントにおいて最大レベル2相当の保証レベルを担保している。

そのため、関税割当業務のデジタル化後の認証方法としてgBizIDを用いることとし、申請者に対しては「gBizIDプライム」又は「gBizIDメンバー」アカウントの取得を義務付けることで、現行における対面・原本確認に準じた本人確認を実現する。

gBizIDのアカウント体系

対応する保証レベル

身元確認保証レベル
(IAL)

本人認証レベル
(AAL)

1

gBizIDエントリー

オンラインで即日作成可能なアカウント

レベル1

変更可

2

gBizIDプライム

印鑑証明書（個人事業主は印鑑登録証明書）と登録印鑑で押印した申請書を運用センターに郵送し、審査（原則2週間以内）ののち作成される、法人代表者もしくは個人事業主のアカウント

レベル2

gBizIDメンバー

組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの利用者が自身のマイページで作成するアカウント
gBizIDプライムが許可したサービスのみ利用できる

- 遠隔又は対面での確認に相当
- 複数の要素(ID・パスワード+α)の認証を要求

- 申請者のアカウント体系として採用

出典：「G ビズ I D クイックマニュアルgBizIDプライム編」 (https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf)
「G ビズ I D 接続システム向けマニュアル」 (https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/Developer_guideline.pdf)

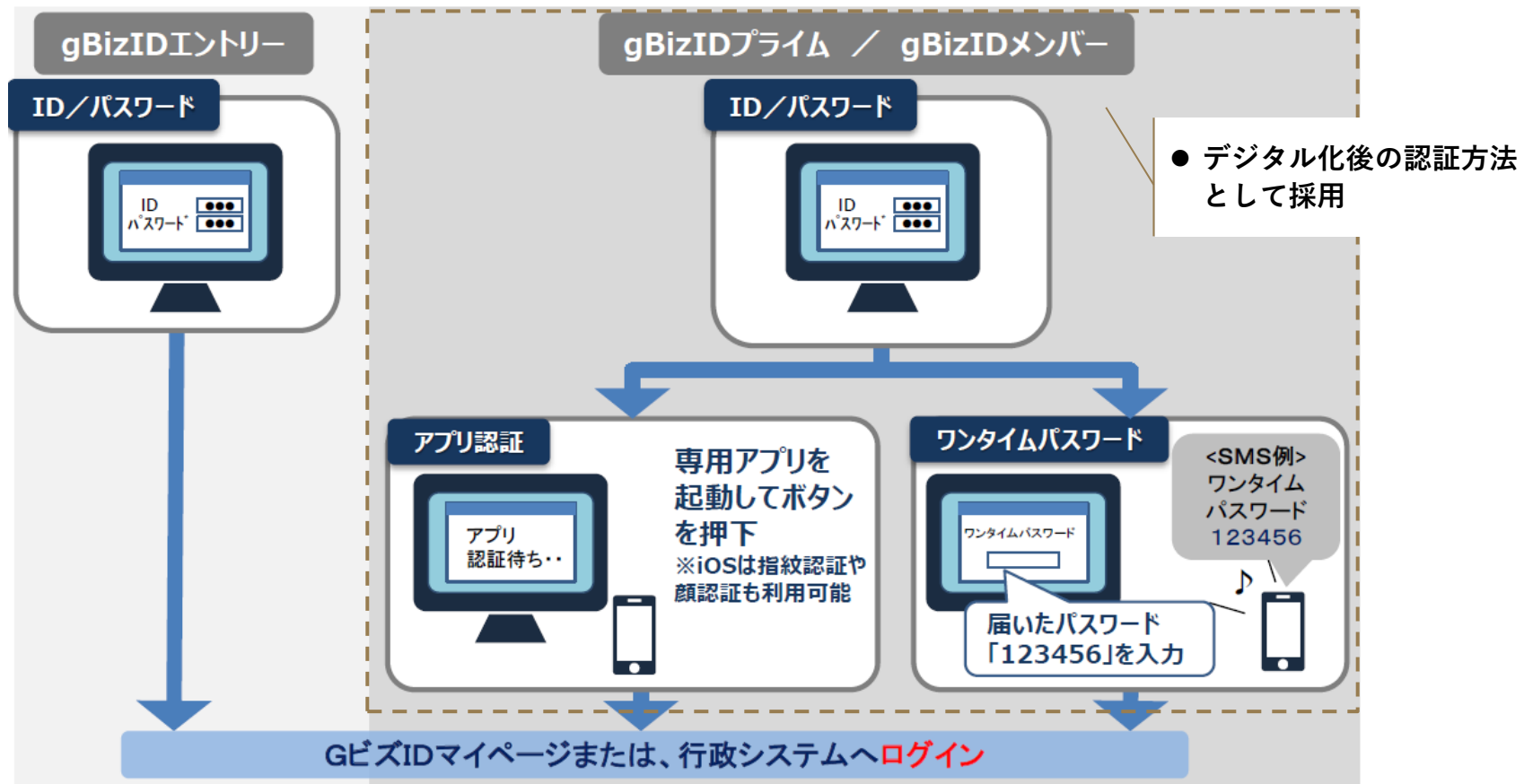
(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

③不正防止のために講ずべき対策 — 真正性の担保 (3/3)

参考：gBizIDのアカウント作成後の関税割当システムへのログインの流れは以下のとおり。

●アカウント作成後のログイン方法

gBizIDエントリーはID/パスワードのみでGビズIDマイページや行政システムにログイン可能です。
gBizIDプライムおよびgBizIDメンバーは、ID/パスワードに加えスマートフォンもしくは携帯電話を使用します。



出典：GビズID クイックマニュアル gBizIDプライム編 ver1.6 2021年9月
(https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf)

(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

③不正防止のために講ずべき対策 — 要件充足性の担保 (1/3)

現行では関税割当申請時の申請要件充足性の確認のため、以下の証明書の原本の提出を義務付けている。

このうち、法人の印鑑証明書及び個人事業者本人の**印鑑登録証明書**については、前掲の「gBizIDプライム」又は「gBizIDメンバー」アカウントの作成時に提出を求めることになるため、**関税割当申請時の提出は不要とする**。

その他の**原本の提出を義務付けている証明書やそれ以外の添付書類全般**については、システムへの**写し(PDF等)のアップロードをもって原本や紙媒体の提出を不要とする**。

関税割当申請時に提出を求める添付書類の取扱い

割当申請時に提出を求める添付書類		次期における取扱い
原本提出を求める 添付書類(法人のみ)	● 法人の印鑑証明書	➤ 「gBizIDプライム」又は「gBizIDメンバー」アカウントの作成をもって 証明書(原本・写し)の提出を不要とする
	● 法人の登記事項証明書	
	● 事務所建物の不動産登記事項証明書	➤ システムへの写し(PDF等)のアップロードをもって 原本の提出を不要とする
原本提出を求める 添付書類(個人のみ)	● 個人事業者本人の印鑑登録証明書	➤ 「gBizIDプライム」又は「gBizIDメンバー」アカウントの作成をもって 証明書(原本・写し)の提出を不要とする
	● 個人事業の開(廃)業等届出書	
	● 未成年者登記事項証明書	➤ システムへの写し(PDF等)のアップロードをもって 原本の提出を不要とする
その他添付書類	● 「自ら輸入」した貨物の事実を証する書類 ● 本人確認書類の写し ほか	➤ システムへの写し(PDF等)のアップロードをもって 紙媒体の提出を不要とする

● 上記の整理により、現行において求める**全ての紙媒体の提出を不要とする**

(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

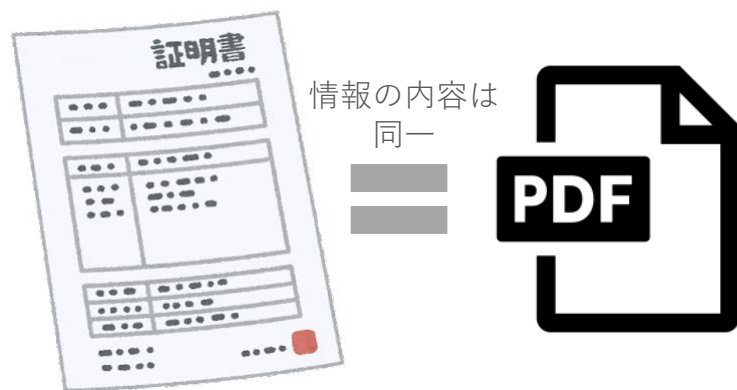
③不正防止のために講ずべき対策 — 要件充足性の担保 (2/3)

前掲の整理とすることについて、証明書の原本を求めることの法令上の根拠はなく、また、添付書類から確認したい情報は原本も写しも基本的に同一の内容であることから、申請要件の充足性は担保可能と考えられる。

一方、写しは原本と比較して偽造・改ざんが容易であるため、添付書類の完全性(内容が正しいこと)をどのように担保するかは疑義が残る。

この点について、そもそも証明書の偽造は関税割当申請のルールに違反するだけでなく、刑事罰の対象となる行為であることから、申請者に対してはその旨を周知・徹底するとともに、万が一偽造が発覚した場合には刑事責任を厳しく追及する等の運用を厳格に実施することで、善良な申請者にとっての利便性向上につなげる方針とする。

原本と写しの関係



- 確認したい情報の内容は、原本も写しも同一
- 一方、写しは原本と比較して偽造・改ざんが容易なため、添付書類の内容が正しいことをどう担保するかの問題はついて回る

文書偽造の罪（刑法）

- 公文書偽造等の罪（155条）
- 偽造公文書行使等の罪（158条）
- 私文書偽造等の罪（159条）
- 偽造私文書等行使罪（161条）
- 電磁的記録不正作出及び供用の罪（161条の2）

- 証明書等の改ざんは上記の刑事罰の対象であることから、申請者に対してはその旨の周知・徹底を図る
- 併せて、万が一偽造が発覚した場合には刑事責任を厳しく追及する等の運用を厳格に実施する



(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

③不正防止のために講ずべき対策 — 要件充足性の担保 (3/3)

なお、各種登記事項証明書については、法務省が所管する登記情報連携システムにおいて、2020年10月より各府省とのオンラインでの登記情報連携が開始されている。

既に税関への申請をはじめとした各種手続では同システムから連携される情報の確認をもって登記事項証明書の添付を省略していることから、経済産業省全体の動向とも足並みを揃えながら、関税割当業務においても将来的に登記事項証明書自体の提出を省略する方針とする。

登記事項証明書の添付を省略した事例（一例）

The screenshot shows the Japan Customs website with a blue header. The main content area has a light blue background and contains a notice titled '当局への申請等における登記事項証明書の添付省略について (周知)' (Notice regarding the omission of registration certificate attachments for applications to the authorities). The notice is dated December 23, 2022 (Reiwa 24), updated January 26, 2023 (Reiwa 25), and issued by the Ministry of Finance (金融庁). The text explains that due to the digitalization of administrative procedures and the implementation of the 'Digital Government Implementation Plan' (令和2年12月25日閣議決定), the use of the registration information linkage system between customs and the legal system has begun. As a result, from October 1, 2023 (Reiwa 25), the attachment of registration certificates for applications to customs is no longer required. The notice also mentions that the Ministry of Finance has updated the system to allow for the omission of attachments for certain types of registration certificates, such as those related to the digitalization of assets.

税関
Japan Customs

関税局・税関について 全国の税関 お問い合わせ

▼ 本文へ

現在位置: [ホーム](#) > [新着情報～お知らせ～](#) > 税関への申請等における登記事項証明書の添付省略について

税関への申請等における登記事項証明書の添付省略について

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）等の政府のデジタル化の観点から、登記事項証明書の添付省略に向けて、法務省の登記情報連携システムと税関との間で登記情報連携の運用が開始されています。

これを踏まえ、税関においては、令和3年10月1日から、登記情報連携システムとの連携を開始します。これにより、法令において登記事項証明書の添付を求めている申請等については、税関において登記情報連携システムを使用して登記情報を入力した申請等における登記事項証明書の添付は不要となりますので、お知らせいたします。

当局への申請等における登記事項証明書の添付省略について (周知)

行政手続のデジタル化について、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（令和元年12月16日施行）や「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）等に基づき、法務省の登記情報システムが改修され、令和2年10月26日より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始されました。

これを踏まえ、金融庁としては、令和2年10月26日より、法令に基づき登記事項証明書の添付を求めている申請等については、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、申請等における登記事項証明書（海外当局が発行するもの及び以下の注に記載しているものを除く）の添付は不要となりました。

(注) 当面の間、添付省略可能な登記事項証明書の例外とするもの
・資産の流動化に関する法律施行規則に基づく不動産の登記事項証明書

出典URL (税関、金融庁)

<https://www.customs.go.jp/news/news/oshirase/tokisyomei.htm>

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201223.html>

(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

③不正防止のために講ずべき対策 — 不正発覚時の対応

前掲の不正防止策を突破し、実際に不正（なりすましによる申請、枠の横流し等）が行われた際には、「情報漏えい発生時の対応ポイント集」（IPA）等を参考にしながら、下図の流れで対応する。

なお、関割システム側では、紙による証明書の運用を廃し、関割システムで管理する情報を正として扱う前提の下、**経済産業側で証明書（電子）の有効・無効を設定可能**とする。

なりすまし等の不正が発覚した場合、**対象のアカウントを検知後ただちに経済産業省にて証明書を無効化し、当該証明書を用いた通関を不可とすることで、当該者によるTQの不正利用を防止又は極小化する。**

不正発覚時の対応（案）

①発見・報告

②初動対応

④報告・公表等

⑤抑制措置と復旧

⑥事後対応

③調査

①発見・報告

- 不正行為の兆候や事実を確認した場合、速やかに責任者に報告➤
- 外部からの通報の場合、相手の連絡先を控え、不正の事実を確認

②初動対応

- 不正アカウントの無効化
- 対策方針の決定
- 二次被害防止処置（関連アカウントの停止等）
- 証拠保全の対応

③調査

- 適切な対応を判断するため、具体的な状況を把握し、影響範囲を調査➤
- 事実関係を裏付ける情報や証拠の確保

④報告・公表等

- 被害を受けた利用者等への通知
- 犯罪の可能性があれば警察へ届出➤
- Webサイト等での報告、記者発表の検討

⑤抑制措置と復旧

- 被害の拡大防止と復旧のための措置
- 再発防止策の検討➤
- 停止したアカウントの再発行やサービスの復旧

⑥事後対応

- 抜本的な再発防止策の検討
- 被害者への損害補償
- 省内への事例告知

対応に当たり、以下2点を事前に準備する予定

- 関税割当システムに、経済産業側で証明書の有効・無効を自由に設定できる機能を実装する
- 不正発覚時に、利用者に事前に通告することなくアカウントを停止できることをシステムの利用規約に記載する

参考：情報漏えい発生時の対応ポイント集（IPA）（https://www.ipa.go.jp/security/awareness/johorouei/rouei_taiou.pdf）

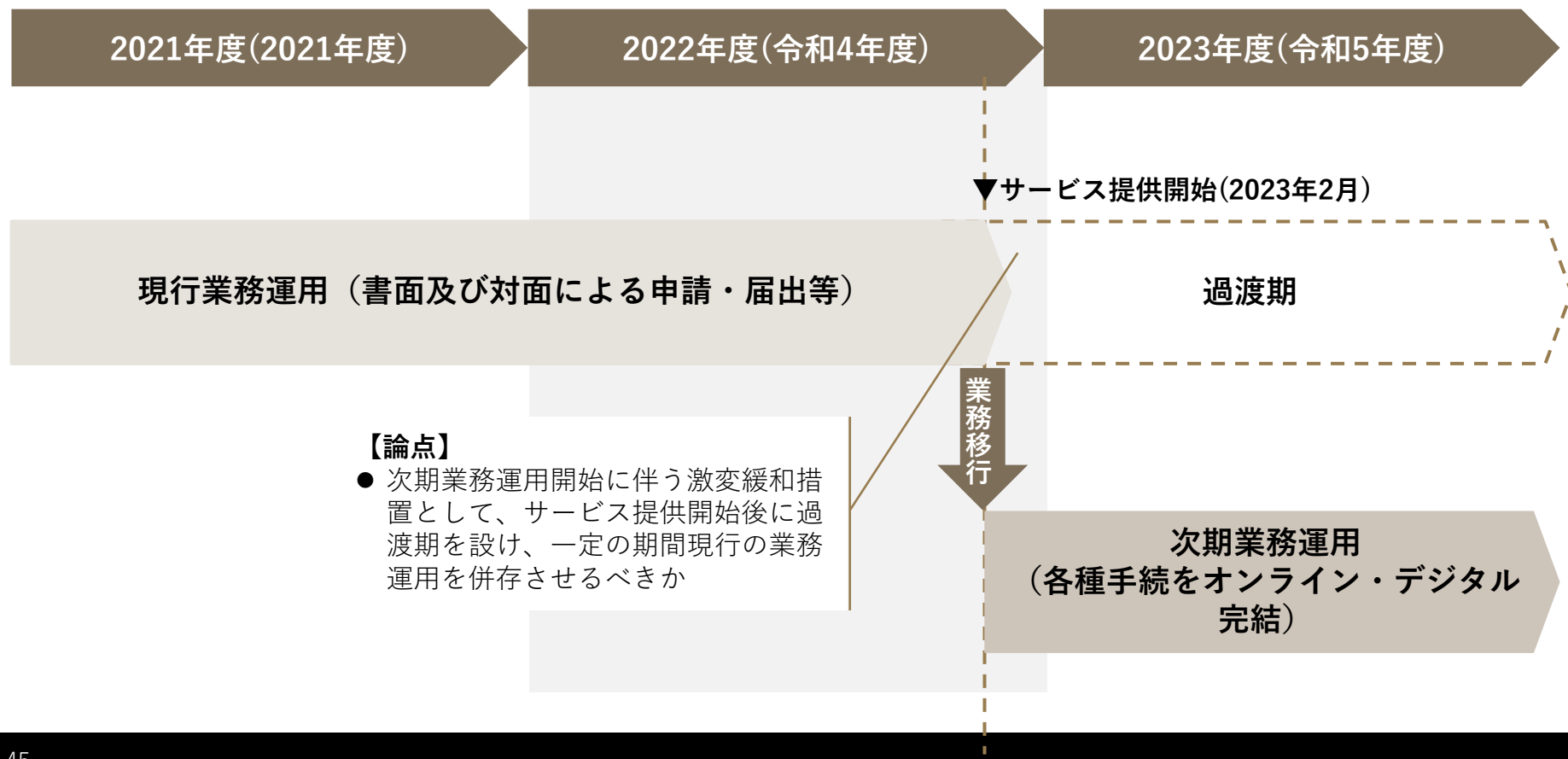
(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

④過渡期における紙申請の取扱い

「②サービス提供開始時期」で示すとおり、関税割当業務のデジタル化後のサービス提供開始時期は2023年2月を想定している。

この点について「1 (2) 業務のデジタル化に向けた現場の声」で取り上げたように、サービス提供時期を境として、次期業務運用に全面的に切り替えることが望ましいと考えられる一方、激変緩和措置として過渡期を設け、一定の期間、現行の業務運用を併存させる必要が生じることも想定されるため、慎重に判断する必要がある。

サービス提供開始に向けたスケジュール（業務観点）



(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

④過渡期における紙申請の取扱い

類似事例として、農林水産省では既に関税割当申請手続の一部のデジタル化を実現したものの、従来の紙による申請も並行して受け付けており、現時点ではオンライン・デジタル完結は実現できていない状況にある。

また、他の手続の電子化事例でも過渡期を設けずオンライン・デジタル完結に踏み切り、成功した事例は確認できないことから、関税割当業務においても過渡期を設け、**一定の期間現行の業務運用を併用する整理**とする。

ただし、申請・届出の受付・審査を担う職員の負担増に配慮する必要があることから、**2023年度いっぱいの期間に限定し、2024年度以降は紙による運用は廃止する。**

農林水産省の関税割当申請における紙申請の取扱い

2国際第886号

関税割当公表第60号

令和3年度のモンゴル産その他のチーズの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」に基づく割当ての対象となるその他のチーズ（以下「モンゴル産その他のチーズ」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

- 令和3年2月15日
- 農林水産省では一部品目の関税割当申請のデジタル化を実現している
 - ただし、書面による申請も並行して受け付けている
(オンライン・デジタル完結は未実現)

第5 申請方法及び留意点

本関税割当は、以下の1から3のいずれかの方法により申請することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる電子申請
農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。
農林水産省共通申請サービスサイト：<https://e.maff.go.jp>
なお、申請ページは令和3年3月25日（木）に公開される。
- 2 書面による申請（直接持ち込み）
第4の各期間のうち、行政機関の開庁日の午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 書面による申請（郵送等）
郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。なお、第4の期間内に当省に必着とする。

出典URL（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueeki/EPA_TQ/EPA_TQ_kohyo/EPA_TQ_kohyo_2021/attach/pdf/EPA_kohyo2021-61.pdf

(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

⑤デジタル化への対応が困難な申請者に向けた措置

「1. (2) 申請者の特性」で取り上げたとおり、関税割当の申請者にはデジタル化への対応が困難な申請者が一定数存在することが見込まれる。

この点について、関税割当制度は輸入割当制度等と異なり対象品目の輸入自体を規制するものではなく、あくまでも要件を満たした申請者の輸入関税を優遇する性質のものであることから、積極的に申請者への便宜を図る必要性はないと考えられる。

また、「④過渡期における紙申請の取扱い」で整理したとおり、2023年度いっぱいには過渡期として対応準備期間を設けていることから、**制度所管として特段の措置（デジタル化対応への費用負担等）は行わない**整理する。

申請者の特性（抜粋）

- 実績者による申請が多く、**約8～9割は前年と同一の申請者**である
- 中小・零細企業や個人事業主等の**小規模事業者**による申請が多い
- 手書きの様式に慣れ親しんだ、あるいはPCを保有しない申請者も一定数存在する

関税割当制度の趣旨

- 低率な関税で輸入を促進し、国内需要を満たすことで、**国内物価を安定**させる
- 一定数量以上の輸入に高率の関税をかけることで、**国内産業を保護**する

- 従来からの申請者に配慮すれば、デジタル化への対応が困難な申請者向けの措置が必要となる



- 一方、対象品目の輸入自体を規制するものではないため、デジタル化に対応することを前提にしても制度趣旨を損なうものではないと考えられる

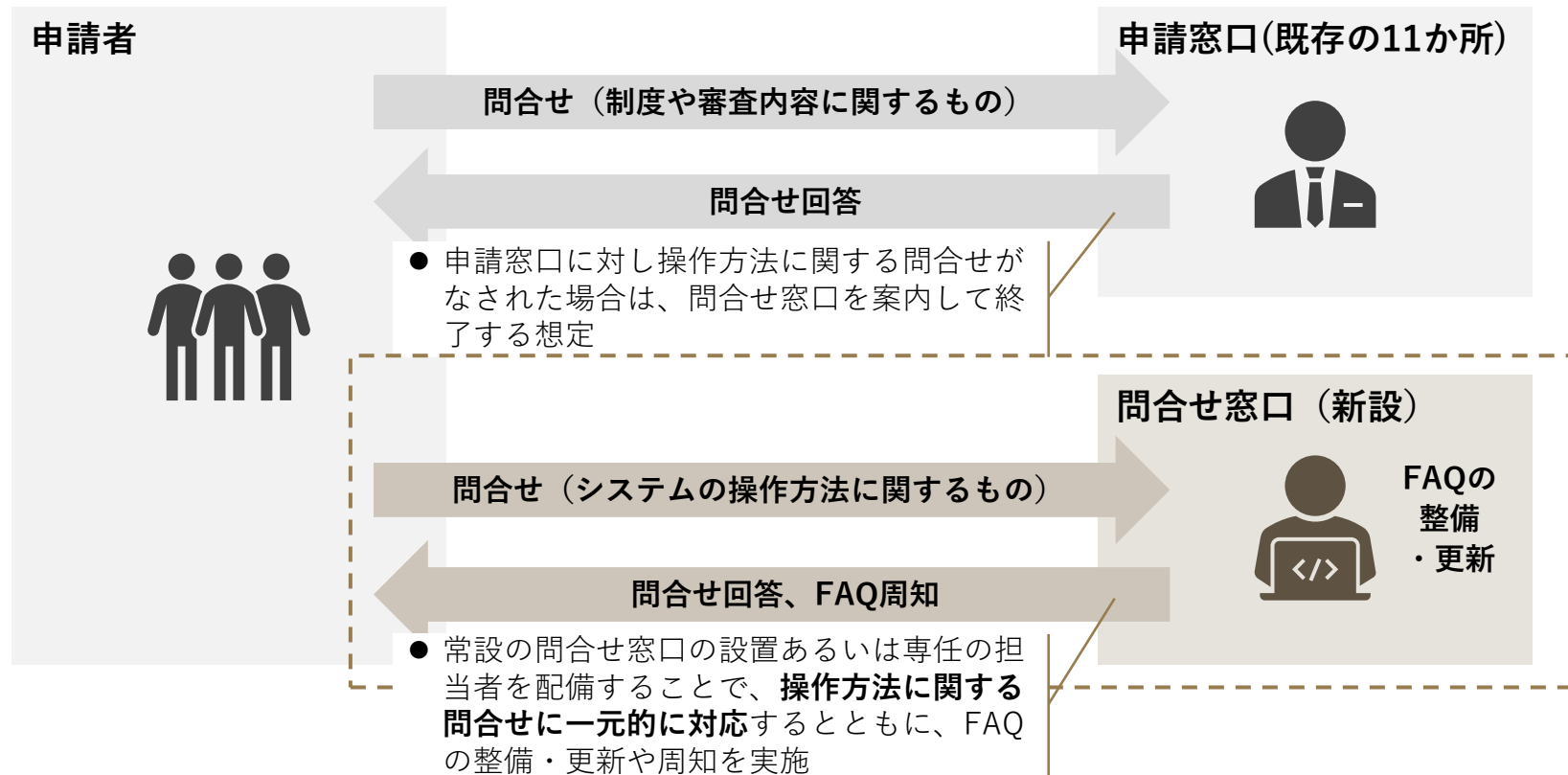
(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

⑤デジタル化への対応が困難な申請者に向けた措置

なお、次期業務運用開始から当面の間は、デジタル化への対応が困難な申請者をはじめとした、PCに不慣れな申請者からの操作方法に関する問合せが殺到することが見込まれる。

そのため、申請・届出の受付・審査を担う職員の負担軽減の観点から、過渡期において経済産業省（本省内を想定）に常設の問合せ窓口の設置あるいは専任の担当者を配備することで、操作方法に関する問合せに一元的に対応するとともに、FAQの整備・更新や周知を実施する。

過渡期（2023年2月～2024年3月）における申請者からの問合せへの対応イメージ



(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

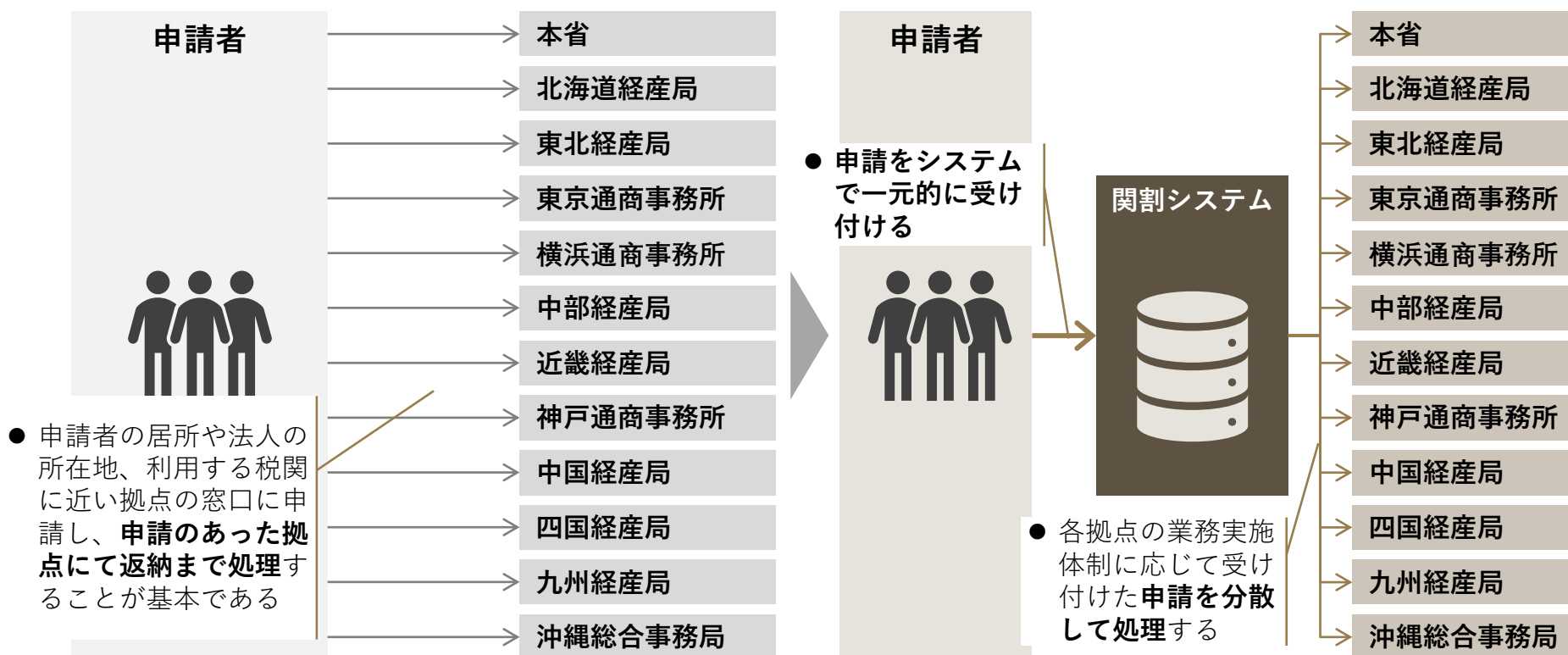
⑥デジタル化後の申請窓口業務のあり方

2024年度以降、関税割当に係る手続のオンライン・デジタル完結が実現することに伴い、既存の申請窓口のあり方や、システムで受け付けた申請・届出の処理に関する役割分担を整理する必要がある。

このうち、物理的な申請窓口については、一連の手続がオンライン・デジタルで完結するため2023年度いっぱい廃止する方針とする。

また、システムで受け付けた申請・届出の業務処理に関しては、既存の関税割当申請の窓口設置拠点（本省、経済産業局、通商事務所等）において、業務実施体制（担当職員数や兼務割合）に応じて分散して処理する形態を採ること、各拠点における業務負荷の平準化を図る。

デジタル化前後の申請窓口業務のイメージ（左：現行、右：次期運用（想定））



(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

まとめ — 概要

各検討課題に対する施策案の概要は以下のとおり。

関税割当業務のデジタル化・BPRに向けた検討課題と施策案（まとめ）

デジタル化の 実現に向けた 課題

① デジタル化の実現範囲

- 関税割当に係る申請・届出から証明書返納に至る一連の業務を電子化する
- 関税割当対象物品の輸入に際し、NACCSに用意された残数管理機能を用いずに通関する輸入業者における輸入数量管理を可能とする

② サービス提供開始時期

- 繁忙期(3月～4月)を避け、2023年2月よりサービス提供(=次期業務運用)を開始する

③ 不正防止のために講ずべき対策

- 申請者本人による申請であること(真正性)を担保する方法として、gBizIDの「gBizIDプライム」あるいは「gBizIDメンバー」アカウントの取得を申請者に義務付ける
- 申請要件の充足性の担保方法として、印鑑登録証明書以外の添付書類については現行と同様に提出を義務付ける。
- ただし、原本の提出は不要とし、システムへの写し(PDF等)のアップロードをもって代える運用とする

④ 過渡期における紙申請の取扱い

- 2023年度いっぱい、電子申請と並行して紙による申請を受け付ける

⑤ デジタル化への対応が困難な申請者に向けた措置

- 制度所管として特段の措置は行わないが、操作方法等に関する問合せが申請窓口に殺到することを回避するために、時期運用開始から2023年度いっぱい、常設の問合せ窓口を設置する

⑥ デジタル化後の申請窓口業務のあり方

- 物理的な窓口は2023年度いっぱい、廃止する
- システムで受け付けた申請・届出の業務処理は、申請窓口の存在する各拠点の業務実施体制に応じて分散して処理する

デジタル化後の 業務運用に おける課題

(3) 課題の解決方針及びBPRの検討

まとめ — 関税割当業務のデジタル化・BPRに伴う期待効果（申請者）

関税割当業務のデジタル化・BPRを実現することによる**申請者側のメリット（期待効果）**以下に整理する。

期待効果（申請者）

①時間・場所を問わず申請・届出が可能になる

- 限られた申請期間・時間帯に訪問して申請する必要がなくなる

②申請時に添付書類の原本提出が不要になる

- これまで原本提出が求められていた添付書類を写しの提出をもって代えることで、添付書類の別途送付や持ち込みが不要となる

③証明書の分割申請、紛失時の再発行が不要になる

- 証明書を電子化することで、紙固有の事由による作業の手間がなくなる

1. (3) 課題の解決方針及びBPRの検討

まとめ — 関税割当業務のデジタル化・BPRに伴う期待効果（審査者）

関税割当業務のデジタル化・BPRを実現することによる**審査者側のメリット（期待効果）**を以下に整理する。

期待効果（審査者）

①物理的な窓口の設置・運用が不要になる

- 全ての申請・届出をオンライン・デジタル完結することで、物理的な窓口が不要となるため、設備や場所を他の用途に活用できる

②審査業務や集計等の処理を効率的に行える

- 申請受付、審査、返納等の一連の業務をシステムを用いて行うことで、業務処理を効率的に行えるようになる
- 必須入力項目や書類添付等の形式的なチェックはシステムの入力段階で行うことで、審査者は審査内容の確認に注力できる
- システムで受け付けた申請・届出を各拠点の実施体制に応じた分散処理を行うことで、各拠点の業務負荷を均一化することが可能になる

③証明書の分割申請、紛失時の再発行が不要になる

- 証明書を電子化することで、紙固有の事由による作業の手間がなくなる

④NACCS(残数管理機能)を利用しない場合の数量管理が可能となる

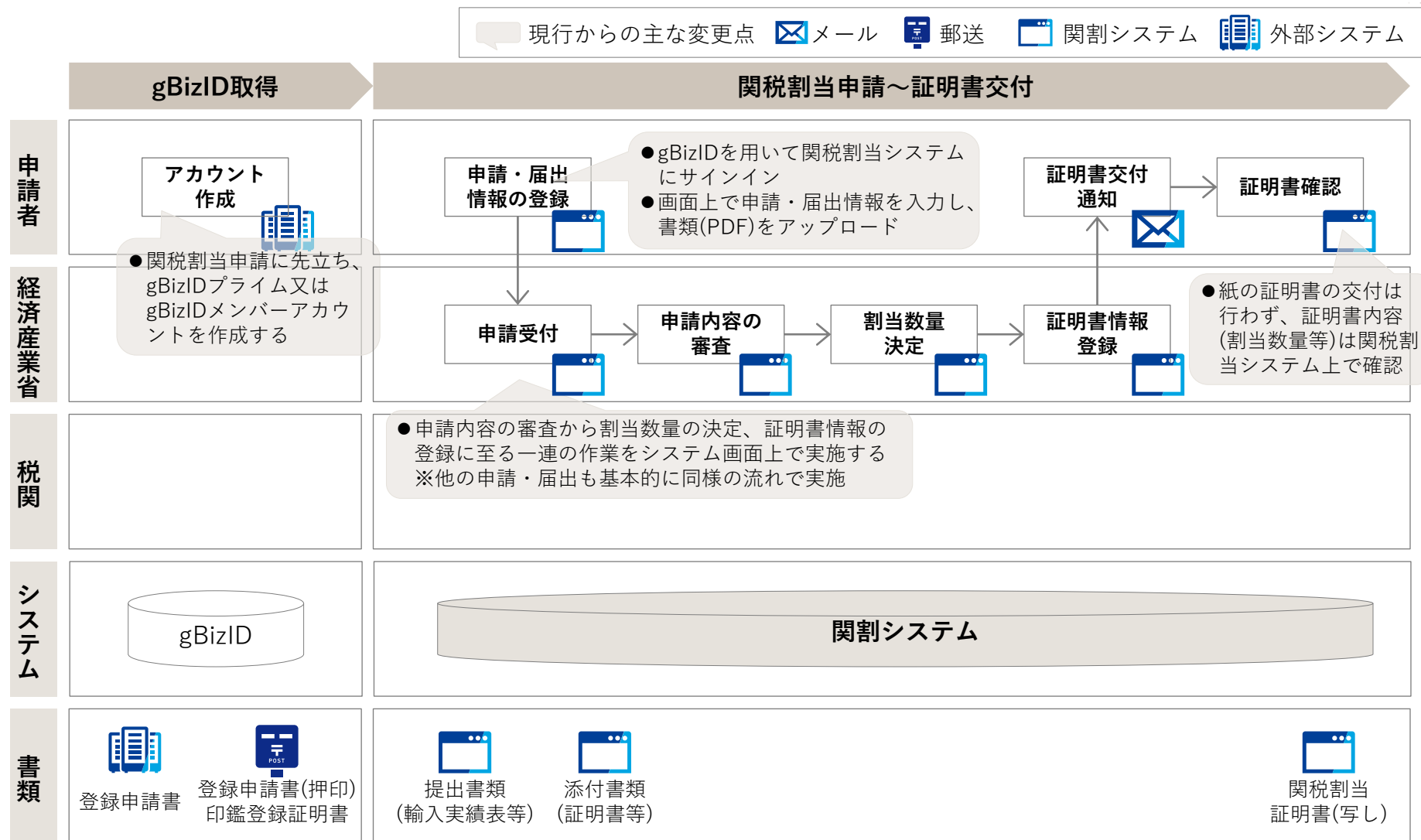
- 関税割当対象物品の輸入に際し、NACCSに用意された残数管理機能を用いずに通関する輸入業者における都度の輸入数量管理を実現することで、TQの利用状況を返納を待たずして把握することが可能となる

1.業務のBPR検討及びその実現性の評価

- (1) 文献調査結果に基づく関税割当制度概要の整理
- (2) 実務者へのヒアリング結果に基づく現状と課題の整理
- (3) 課題の解決方針及びBPRの検討
- (4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理

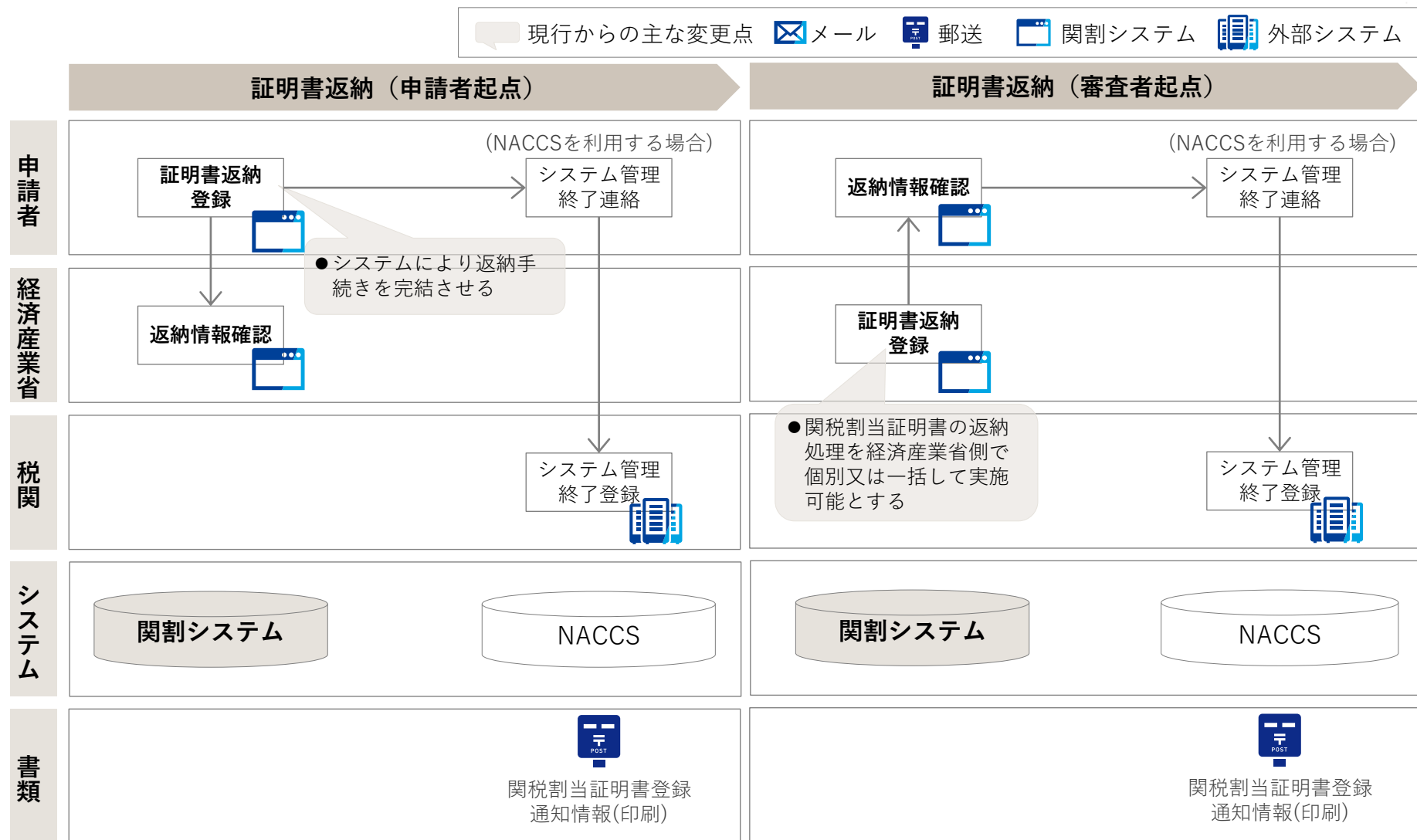
(4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理 次期業務の流れにおける現行からの変更点 (1/2)

関税割当業務のデジタル化後の業務運用のイメージ及び現行からの主な変更点は以下のとおり。



(4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理 次期業務の流れにおける現行からの変更点 (2/2)

前頁の続き



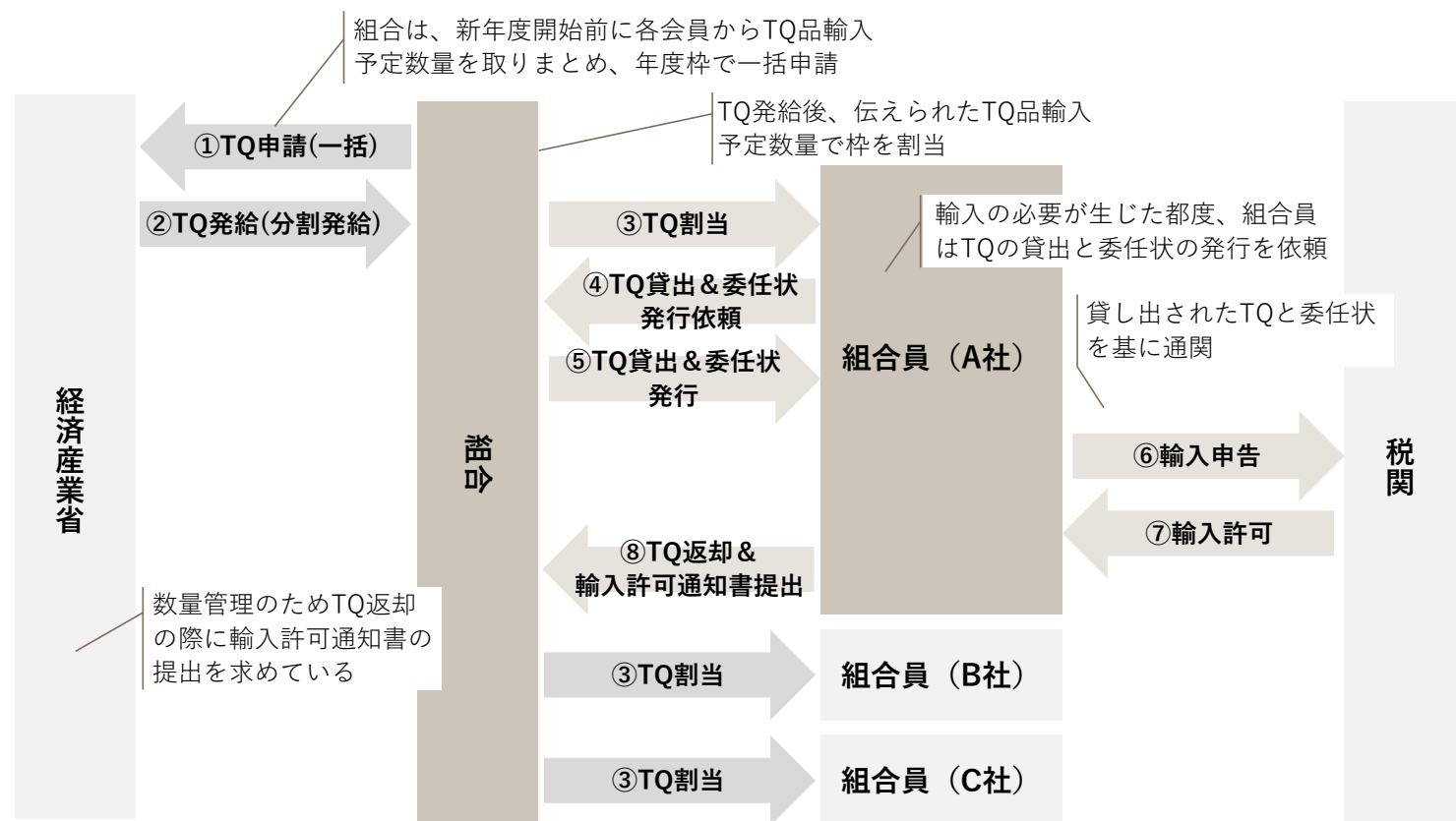
(4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理

組合における業務運用 — ヒアリングを通じて把握した課題

本来、発給されたTQ枠は、第三者に譲渡することはできないが、通関業者に委任する場合と、組合が組合員に割当量を割り振る場合には例外的に可能となっている。

このうち、組合については前掲のとおり独特な運用形態を採る（**1申請に複数の証明書が分割発給される、組合員は都度組合からTQの貸し出しと委任状の発行を受けて通関する**）ことから、システムの整備に当たっては、当該運用についても配慮する必要がある。

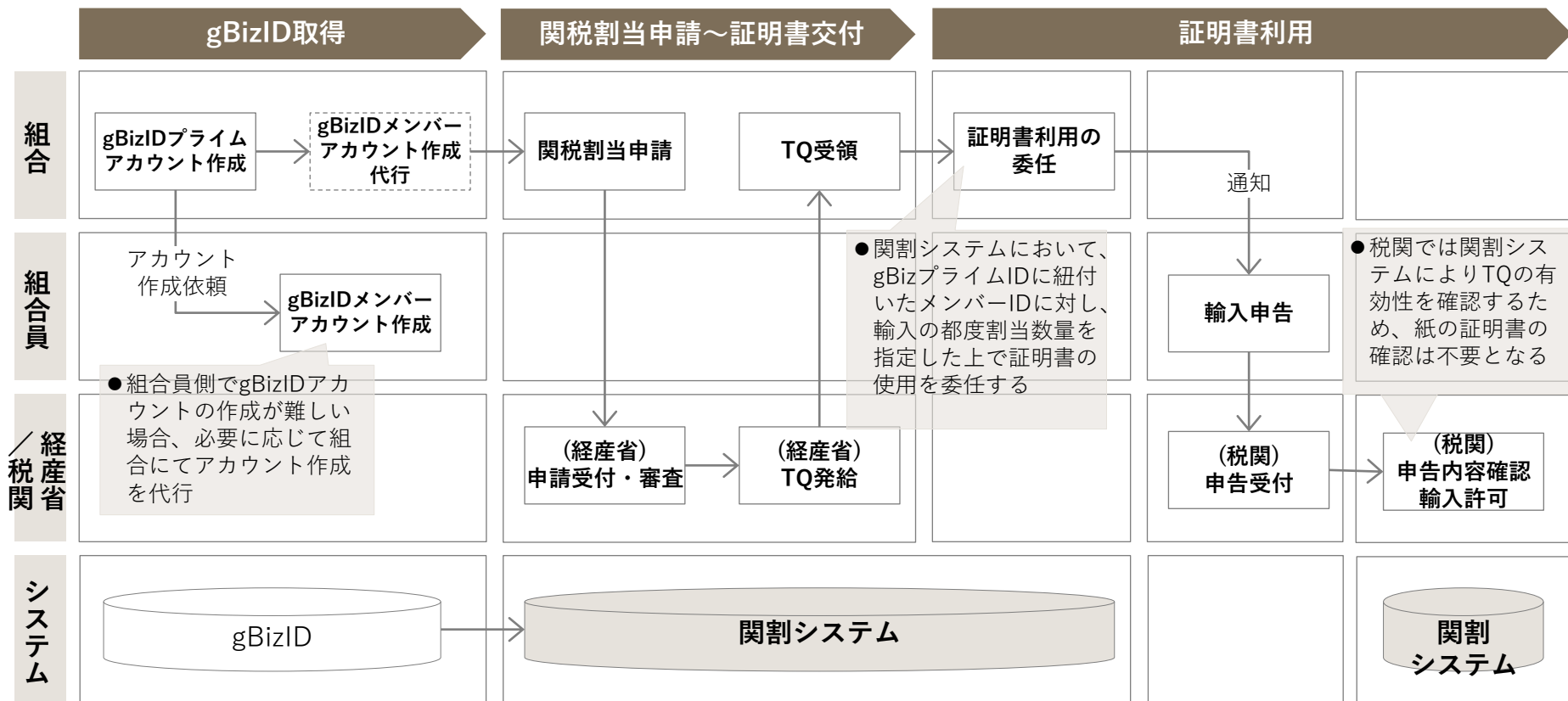
組合における現行の制度運用（再掲）



(4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理 組合における業務運用 — 対応方針案

前掲の課題への対応方針としては、gBizIDのアカウント体系を活用する（組合がgBizIDプライムアカウントを作成し、組合員はgBizIDプライムに紐づくメンバーアカウントを作成させることでアカウントの関連付けを行う）とともに、証明書の都度利用に係る委任手続を電子的に実現する仕組みを関税割当システムに設ける整理とする。

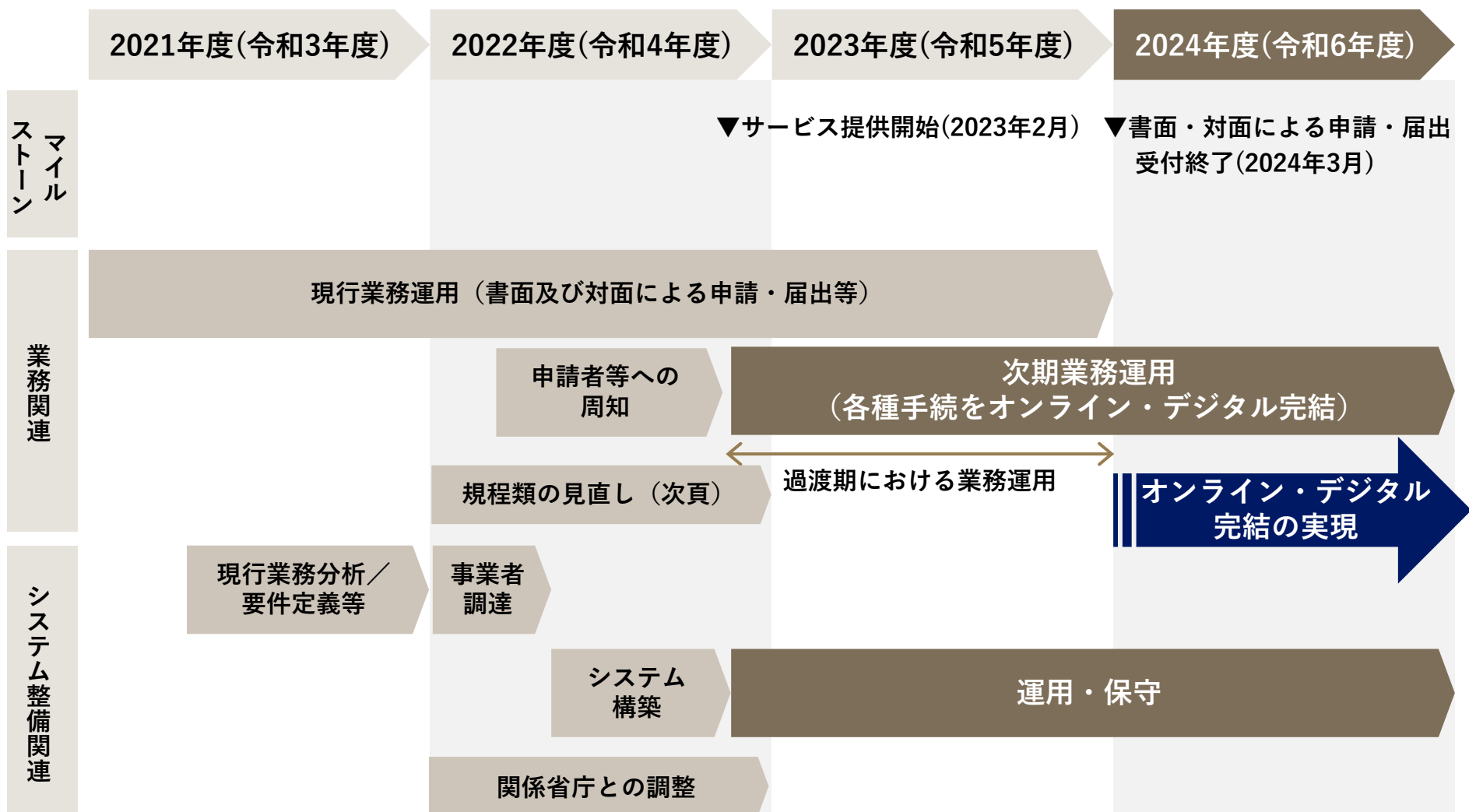
当該対応による運用の流れは以下のとおり。



- 当該整理により、組合における委任状の交付、関税割当証明書の分割交付は不要となる
- また、組合員は、仮に関割システムにログインできなくても、通関自体は可能となる（なお、ログインすることで、証明書内容確認と数量変更（減少）が可能となる想定）

(4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理 デジタル化に向けたロードマップ

関税割当業務のデジタル化に向けたロードマップとして、2023年2月のサービス提供開始後、過渡期における業務運用を経て**2024年3月末をもってオンライン・デジタル完結を実現**することを目指す。



(4) BPRに伴う変更点と実現に向けた対応の整理 規程類（根拠法令等）の見直し

関税割当制度のBPR及びデジタル化に伴い、経済産業省における根拠法令である「重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令」について、全体的に見直し（又は読み替え規定の追加）が必要になることが見込まれる。

重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令（抜粋）

（関税割当申請書）

第一条 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号。以下「令」という。）第二条第一項に規定する関税割当申請書の様式は、様式第一によるものとし、その提出部数は、一通とする。

⇒紙による申請書様式の運用廃止に伴い要見直し

（関税割当証明書）

第二条 令第二条第三項に規定する関税割当証明書（以下「証明書」という。）の様式は、様式第二によるものとする。

⇒紙による証明書様式の運用廃止に伴い要見直し

（証明書の有効期間の延長）

第三条 令第二条第四項ただし書の規定により証明書の有効期間の延長を申請しようとする者は、様式第三による証明書有効期間延長申請書に当該証明書を添えて、その有効期間満了前に、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、特に必要があると認めて証明書の有効期間を延長したときは、当該証明書にその旨を記入し、これを交付するものとする。

⇒紙による申請書及び証明書様式の運用廃止に伴い要見直し

（証明書の分割）

第四条 令第二条第二項の規定により割当てを受けた者がその割当数量（この条の規定により分割された割当数量を含む。）を分割し、その分割した数量に応じて証明書（この条の規定により分割された証明書を含む。以下同じ。）の分割を申請しようとするときは、様式第四による関税割当証明書分割申請書一通に当該証明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、特に必要があると認めるときは、分割した証明書を交付するものとする。

⇒紙による証明書様式の運用廃止に伴い証明書分割は不要となる見込みのため、同規定は削除される想定

（証明書の返納）

第五条 令第二条第二項の規定により割当てを受けた者は、当該割当数量またはその残存数量（割当数量から割当てに係る貨物の輸入数量を差し引いた数量をいう。）に係る貨物の輸入を希望しなくなつたとき、または証明書の有効期間が満了したときその他当該貨物の輸入をすることができなくなつたときは、遅滞なく、当該証明書を経済産業大臣に返納しなければならない。

⇒紙による証明書様式の運用廃止に伴い要見直し

- より上位の規程である「関税割当制度に関する政令」には、「申請書及び証明書の様式その他同項の割当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める」旨が規定されているため、左記の省令改正で充足する見込み。

2.デジタル化コストの検証及び要件定義

- (1) デジタル化コストの検証
- (2) 要件定義の実施

2. デジタル化コストの検証及び要件定義

(1) デジタル化コストの検証

(2) 要件定義の実施

(1) デジタル化コストの検証

RFIの実施概要

関税割当業務のデジタル化に向け、RFI時点(2021年10月)における検討内容を基に、システム構築時の想定経費並びに期間・技術面での実現性や留意事項の把握を目的とした情報収集を実施した。

RFI参加事業者について、計7社に参加を依頼し、うち4社より回答を受領した。

RFI実施概要

期間 2021年10月25日～12月3日

**参加
事業者**

計7社に参加を依頼、うち4社より回答を受領

**依頼
内容**

■目的1関連

✓ システム構築に掛かる費用の概算見積

■目的2関連

- ✓ システム構築期間（工期）として想定する期間の妥当性
- ✓ 想定するシステム構成の技術的な実現性
- ✓ 想定するシステム構成を実現する上での工夫、制約、留意事項等
- ✓ その他、BPRの観点から関税割当業務のデジタル化に資する情報

目的1

システム構築時の 想定経費の把握

- RFI時点で想定するシステムの実現内容について、**整備に係る費用**(システム構築、移行に掛かる費用)の情報を収集

目的2

システム構築の実現性や 留意事項の把握

- 想定する**構築期間(スケジュール)**の妥当性や**技術的な実現性、その他実現に向けた留意事項等の情報**を収集

(1) デジタル化コストの検証

RFIの実施結果 – システム構築の実現性や留意事項

システム構築期間の妥当性やシステム構築の実現性について、回答のあった社からは構築期間（想定後期：6か月）は妥当であり、実現可能性も見込まれる旨の所感を得た。

システム構築の工夫、制約、留意事項等については、受領した意見を踏まえながら後段の要件定義における参考情報として要件の整理・明確化を実施した。

RFI結果（システム構築の実現性や留意事項）

RFI事項	A社回答	B社回答	C社回答	D社回答
システム構築期間 （想定工期：6か月） の妥当性	● 概ね妥当	● 概ね妥当	● 概ね妥当	● 回答なし
システム構築の実現性	● 実現可能	● 実現可能	● 実現可能 （PowerAppsを用い ることで画面入力系 は製造工数削減が見 込まれる）	● 回答なし
システム構築の工夫、 制約、留意事項	● 現時点の見積ではPower Apps系の案件としては、かなり大きめの数字になっている ● 今後、要件や作業内容が明確になることで、それなりに削減可能な見込み	● 申請者の多くは貿易・通関においてNACCSを使用しているため、NACCSとIDを共通化した方がよいと考える	● gBizFORMを把握していないため、制御系がどこまで対応できるかが不確定要素となる ● gBisFORM上にデータ削除機能を設ける必要があると考える	● 回答なし
その他提案、情報提供	● 特になし	● 特になし	● 特になし	● 回答なし

2. デジタル化コストの検証及び要件定義

(1) デジタル化コストの検証

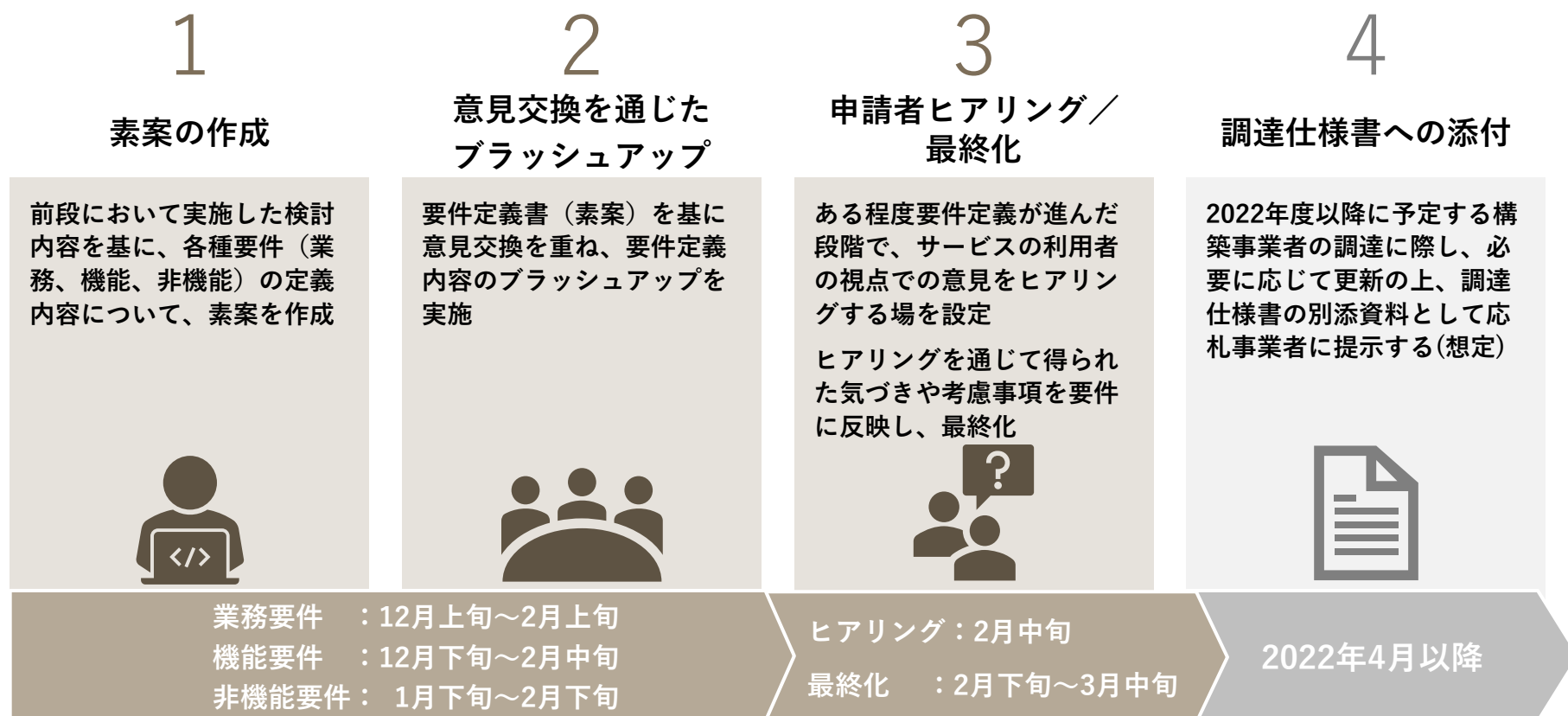
(2) 要件定義の実施

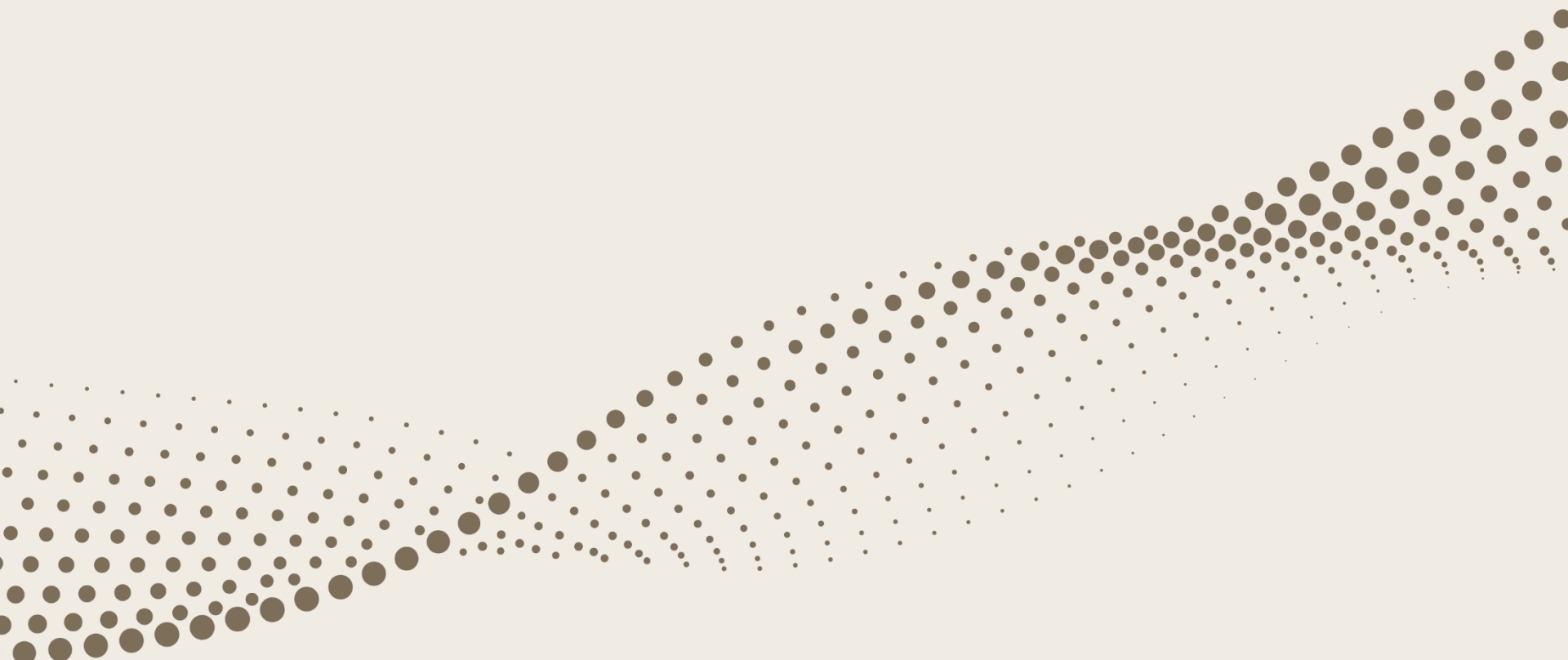
(2) 要件定義の実施

2022年度以降に見込む関割システム構築事業者調達時に活用することを想定し、本事業においてこれまで検討した内容を基に、要件定義書（業務要件、機能要件、非機能要件）の各記載事項について素案を作成した。

その後、意見交換を重ねてブラッシュアップを図り、**要件定義書（案）一式として取りまとめる**とともに、要件定義の過程において申請者（民間事業者）向けのヒアリングを実施し、対話を通じて得られた気づきや考慮事項を要件に適宜反映した。

本事業で実施した要件定義のプロセス（2022年度以降の想定含む）





アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。



Build Beyond As One.